

第49回宍粟市議会定例会会議録（第2号）

---

招集年月日 平成24年9月7日（金曜日）

---

招集の場所 宍粟市役所議場

---

開 議 9月7日 午前9時30分宣告（第2日）

---

議事日程

日程第 1 代表質問・一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 代表質問・一般質問

---

出席議員（20名）

出席議員（19名）

1番 岸本義明議員	2番 寄川靖宏議員
3番 木藤幹雄議員	4番 秋田裕三議員
5番 東豊俊議員	6番 福嶋斉議員
7番 伊藤一郎議員	8番 岩露昭美議員
9番 藤原正憲議員	10番 大倉澄子議員
11番 實友勉議員	12番 高山政信議員
13番 山下由美議員	14番 岡前治生議員
16番 小林健志議員	17番 大上正司議員
18番 西本諭議員	19番 岡崎久和議員
20番 岡田初雄議員	

---

欠席議員（1名）

15番 山根昇議員

---

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 中村 司 君 書 記 榎谷米男君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	杉 尾 克 君
一宮市民局長	福 元 晶 三 君	波賀市民局長	西 川 龍 君
千種市民局長	阿 曾 茂 夫 君	企画総務部長	清 水 弘 和 君
まちづくり推進部長	西 山 大 作 君	市民生活部長	岸 本 年 生 君
健康福祉部長	秋 武 賢 是 君	産 業 部 長	前 川 計 雄 君
農業委員会事務局長	藤 原 卓 郎 君	土 木 部 長	平 野 安 雄 君
水 道 部 長	米 山 芳 博 君	教育委員会教育部長	岡 崎 悦 也 君
総合病院事務部長	広 本 栄 三 君	消防本部消防長	幸 島 幸 博 君

(午前 9時30分 開議)

○議長(岡田初雄君) おはようございます。

開会前に御報告を申し上げます。

山根 昇議員より、本日の本会議を欠席する旨の届けが、あわせて山下由美議員より、本日の本会議を遅刻する旨の届けがそれぞれ提出されておりますので、御報告をいたします。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、直ちに日程に入ります。

#### 日程第1 代表質問・一般質問

○議長(岡田初雄君) 日程第1、代表質問・一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

3番、木藤幹雄議員。

○3番(木藤幹雄君) おはようございます。いつも最終ランナーでございますが、今日はなぜかトップバッターを仰せつかっております。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問通告書に従いまして創政会を代表して一般質問を行います。

私は4点について質問をいたしたいと思います。

1点目につきましては、教科書の選定についてお尋ねをいたします。

宍粟市内の小中学校の学力テストの結果、兵庫県内でどの位置にあるかわからないようですが、あえてお尋ねをいたします。

まず、1つ目、どんな理由で今の教科書か。

2番目、なぜ今の教科書が最適なのか。

3点目、選定委員は誰か。

4番目、ここ数年同じやり方か。

5点目、宍粟市と同じ教科書を使っている自治体はどこどこか。

6点目、教科書の納入業者は入札か話し合いか。

高校は、実業や普通科など、それぞれで教科書はまちまちであります。しかし、宍粟市内の小中学校で使用する教科書の選定については、それぞれ出版社が出している内容を教科書選定委員が1ページ1ページ丹念に読んで、子どもの学歴を補助できる本かなど、選定委員及び教育委員会は重責があるのではないのでしょうか。教育長は、全て読まれましたか。全て読んで一番ふさわしい本を決めなければならな

いと思いますが、いかがですか。

次に、小中学校の副読本の利用状況についてお尋ねをいたします。

兵庫県教育委員会または教育事務所の指導はどの程度なのか。

副読本については、小学校1・2年はこころはばたく、3・4年は心きらめく、5・6年は心ときめく、中学校は心かがやくということで、兵庫県道徳副読本を使用しております。学校だけではなく自宅に持ち帰って家族と勉強する目的が、どの程度利用されているか、お尋ねをいたします。

これは、私ここへ持ってきているんですが、この小学校5・6年の心ときめくという中の、教育長もお持ちらしいのですが、62ページに、「今日一日だけ精いっぱい頑張る」と題しまして、これは皆さん御記憶にあるかわかりませんが、宍粟市出身の細川伸二さん、これは柔道の軽量級で、オリンピックで金メダルをとられた方がこういうように書かれています。こういうことも載っておりますし、私一通りこれ読ませていただきました。大変ためになる本だというように思います。だから、学校だけではなく、今言いましたように、家庭に持ち帰って、お父さん、お母さん、また、おじいさん、おばあさんと一緒に勉強してこそ効果のあるものだというふうに思いますので、その点教育長にお尋ねいたします。

次に、区画整理事業についてお尋ねします。

御承知のように、昭和27年（後刻訂正発言あり）に区画決定され、当初面積102ヘクタールに網がかけられ、平成6年に個人施行山崎商業開発で4.3ヘクタールが施行されております。現在、97.7ヘクタールが未施行で、第1工区から第7工区に分け、推進に努力されている中で、希望の強かった中井・段地域で調整を図っておられますが、反対意見があり難航している。

そこで、お尋ねをいたします。昭和45年から平成23年度までの間、区間整理事業に要した費用は決算ベースでいかほどか。

2点目、区画整理事業については、都市計画税に関連してこのままでよいのか。

市長はこの3年間何をされたのか。網を外すのかはっきり方向性を示していただきたい。この際、英断を持って網を外すべきと思いますが、いかがですか。

都市計画地域については、昭和32年に旧山崎、昭和42年に城下、平成13年に菅野の一部、平成16年に川戸、平成17年に宇原、下宇原、現在の区域は、山崎、城下、戸原、木谷、市場、青木、高下、生谷、下町、須賀沢、出石、高所、神谷、三津である。都市計画税の賦課は、山崎、城下、戸原、木谷の一部であります。

そこで、お尋ねをいたします。

一つ目、都市計画税を徴収し始めてから、現在まで徴収した税の総額は。

2点目、都市計画税は本来目的税であるが、取り初めから現在まで徴収した税のうち支出総額は幾らか。何に支出したのか、その明細。

3点目、ほとんど下水道事業の起債償還に充てておられると思いますが、本来、都市計画税は目的税であります。都市計画区域内の生活環境の改善事業に充てるべきと思いますが、いかがですか。

次に、幼保一元化についてお尋ねをいたします。

担当委員会に所属しておりますが、あえてお尋ねをいたします。現在までの委員会では、進展がありません。市長は12月をめどに解決に向け努力をいただけるのか、お尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 木藤幹雄議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、木藤議員の質問にお答えをいたします。

私のほうからは、区画整理事業の関係について申し上げたいと思います。

この問題につきましては、かなり年数もたっておりますし、いろんな状況等も変わってきて、なかなか難しい問題ではございます。こういった中で、これまで申し上げておりますとおり、城下山田土地区画整理事業につきましては、昭和47年1月に102ヘクタールを都市計画決定以降、そして、同年6月より事業認可に向け全体説明に入ったわけですが同意が得られず、平成6年にジャスコ周辺の4.3ヘクタールが完了したのみで、進捗率は4.2%という状況でございます。

その後、平成11年に事業推進を図るため、工区を分割をして事業実施を目指してきたところでありますが、御案内のとおり、現在のところ進展はありません。

具体的な取り組みとしまして、同様の長期未着手地域は全国に262地区、県内に9市町11地区ありまして、区画整理地域内での道路改良、水路改修等も要望も受けていることも踏まえ、県を交えて意見交換等を重ねて課題を研究しているという状況でございます。

共通の問題点としましては、相続権等により権利者が増え続けていることから合意形成もなかなか困難になっていること、それから、長期にわたり都市計画法第53条の建築制限をかけているということがございます。

一方、国等の考え方につきましても、都市計画決定が行われてからの時期の経過の中で、開発行為等により基盤整備なされ、市街地開発事業による基盤整備の目的

が概ね達成されていると認められる場合については、廃止、縮小ということがあり得ますが、単に長期にわたって事業着手していないという理由のみで市街地開発事業の都市計画を廃止するのは適切ではなく、また、一体的な市街地整備が都市計画重要であると判断される場合についても事業の廃止は適切でないというふうにされているところでもあります。

高度成長時代に人口増加を前提として都市計画をした時代から、人口減少・超高齢化社会の到来、産業構造の転換、あるいは地球環境問題の高まり、防災性の向上、厳しい財政的制約等、社会経済情勢が大きく変化をいたしております。

これらのことから、都市全体の土地利用の総合的・一体的な観点から適正に配分し、今後のまちづくりを長期的な視点に立って都市の将来像を明確にしなが、その実現に向けて大きな道筋を明らかにしていくことが重要でございます。

この問題につきましても、議員からの質問もありますし、また、現実問題としていろいろな不都合も起きているところもございます。引き続き鋭意努力をしながら研究を進めてまいりたいというように考えております。

あとの問題につきましては、教育長あるいは担当部長のほうからお答えをいたしたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 私のほうからは、教科書の件、それから、道徳の副読本の件、それから幼保一元化について、この3点についてお答えを申し上げます。

まず、教科書の選定でございますけれども、小学校では平成23年度より、中学校では本年度より新しい学習指導要領というのが改正されまして、スタートをしておるところでございます。教科書も、今回のいわゆる指導要領の改正に当たって新しくなっております。

御質問の教科書の採択についてでございますけれども、この採択の仕組みをまず御説明を申し上げたいと思っております。

教科書を採択する採択権は、市町村の教育委員会にあります。採択の方法につきましては、基本的には、義務教育の教科書の無償措置というのがありますので、義務教育、諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律という法律でこの採択方法については決められておるところでございます。それに基づいて、兵庫県は採択事務取扱要綱というのを出しております。採択権者は、教科書の採択に当たり、広く教育関係者の意見を求め、採択の適正化を図るために諮問機関として教科用図書採択地区協議会というものを設けるようになっております。

宍粟市におきましては、いわゆる西播磨地区全部でございますけれども、共同採択地区という形で、宍粟市を含め西播磨地区4市3町で、西播磨教科用図書採択地区協議会というものを設定しております。この地区協議会におきまして、最適な教科用図書について協議をするわけでございますけれども、あわせてこの地区協議会からいわゆる地区の西播磨教科用図書の採択の調査委員会というのも設置をするわけでございます。

その答申に当たっては、児童生徒の実態、あるいは学習指導要領の趣旨の具現化、あるいは人権尊重の視点、そのような採択基本方針というもののにのっとり選定をしておるところでございます。

この調査委員会の諮問の調査結果を受けまして、西播磨地区教科用図書採択地区協議会で教科書の選定をするところでございます。その答申を受けて、最終的に市町教育委員会で教科書を選定するという、そういう手順になっておるわけでございます。それが、いわゆるどんな理由でということと、今の教科書になったかということでございます。

それから、御質問の3点目の選定委員でございますけれども、西播磨教科用図書採択地区協議会委員という形が、いわゆる選定委員となっております。この協議会の委員につきましても、先ほど申し上げましたように、いろいろな立場からの広く意見を求めるというそういう観点から、教育委員会はもとより保護者あるいは学校の先生方あるいは学識経験者等も加わって、この採択地区協議会の委員となっております。

それから、ここ数年のどういう形でございますけれども、この選び方といいますか、この方法につきましては同じ方法をとっておるところでございます。

それから、先ほども申し上げましたけれども、この宍粟市と同じ教科用図書を使っておる自治体につきましては、まず、西播磨地区では、4市3町全て同じ形で共同採択ということになっておりますので、同じ教科書を使っております。また、県下でも教科によっては同じ教科書を使っておるところもあるという状況でございます。

それから、納入業者についてでございますけれども、これにつきましても、市が関与する部分はないというところでございます。文科省が、まず、先ほど申し上げましたように、義務教育の教科書の無償措置に関する法律という、そういう中で定めておるわけでございますけれども、文科省が指定する教科書あるいは一般書籍供給会社が都道府県ごとに大体1カ所決められておるようでございます。

兵庫県におきましては、株式会社兵庫県教科書というのがその取り扱いをしておるところでございます。この会社が教科書を各学校に確実に供給し、児童生徒の学習に支障を来さないようにするという義務がありまして、あわせて一般の方々が教科書を入手しやすい受注・配送体制をとるために、この会社が各市町内から教科書取り扱い書店と教科書取次供給契約書を交わして、受け持ちの学校を指定する、そういう方式をとっておるところでございます。

それから、2点目の副読本についてでございます。

御指摘いただきましたように、副読本がいわゆる学習指導要領の中で、道德教育の充実という、そういうことが新しく取り上げられる中で、兵庫県も改定した副読本を出したところでございます。

平成23年3月に、この副読本を改定をしております。小学校の、先ほど木藤議員さんが御紹介いただきました、低・中・高の3種類、それから中学校という形で4種類を作成して、子どもたちに配付をしておるところでございます。

まず、その活用でございますけれども、兵庫県教育委員会といたしましても、あるいは西播磨の播磨西教育事務所にいたしましても、その活用の促進について指導をいただいております。県教委あるいは教育事務所主催で、県下で全小中学校から出席を求めた、いわゆる兵庫県の道德副読本の活用に関する研修をしておるところでございます。

その中身につきましては、副読本をどういう形でつくったかという、そういう意図の説明、あるいはこれも先ほど御紹介いただきましたけれども、県下にある話、あるいは県下にかかわる方のいわゆる読み物という形になっておることでございます。そういう中で、先ほどの宍粟市では細川伸二さんの資料がこの教材として載っておるところでございます。

それから、もう1点は、これも御指摘いただいたところですが、学校と家庭とを繋ぎながら道德教育をしていくという、そういう視点の中で、この副読本についても家族と一緒に家庭で読む機会を設ける。それから授業の中でどのような形で授業展開していく、そういうような内容につきまして、県から研修という形で、先生方が参加しておるところでございます。なお、それぞれの学校においても校内研修等で、その活用について研修を行っておるところでございます。

それから、副読本のいわゆる活用調査につきましても、その指導とあわせて行っておるところでございます。先ほど御質問にありました副読本の家庭での利用状況でございますけれども、宍粟市でもこの調査を行っておるところでございます。平

成23年度につきましては、いわゆる常にこの教科書を持ち帰っているという、そういう学校が63%でございます。それから1週間に1回とか、月に1回程度持ち帰らせておるといのがその他でございます。

いずれにしましても家族と一緒に、非常に読み物としても貴重な資料でございますので、今後も活用を考えていきたいと考えております。あわせて家庭読書の日という形も宍粟市読書活動についても推進を図っておるところでございます。家庭読書の日を設けておる学校が小・中で24校あるわけですけれども、家庭読書の日等も活用しながら、この道徳の副読本を家庭でも読む機会をさらに積極的に進めていきたいというふうに考えております。

それから、3点目の幼保一元化でございますけれども、この12月を目途にということでございますけれども、現在の状況を含めて御説明を申し上げます。

現在、市では、幼保一元化の推進において、具体的に保護者あるいは地域、行政のかかわりの仕組みをつくり上げていくという、そういう中でそれぞれの中学校区、地域において、地域の委員会の設置をいただいて、現在協議を進めておるところでございます。地域の特性、あるいは子どもにとってよりよい教育・保育環境をどうつくるべきかということにつきまして、その方向性を現在協議をいただいておるところでございます。

なお、千種中学校区におきましては、これまでこの地域の委員会を4回開催しておるところでございます。これにつきましては、その方向性を12月中を目標にしておりますけれども、できるだけ早い時期にその方向性の決定に向けて議論をいただきたい、そういうふうに考えております。

その他の中学校区におきましては、それぞれ議論の深さというのは異なるわけでございますけれども、今後、協議を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、平野安雄君。

○土木部長（平野安雄君） それでは、私のほうから区画整理事業に係ります経費及び都市計画税に関する質問について、関連がございますのであわせて御回答をさせていただきますというように思います。

まず、1点目の区画整理事業の経費でございますが、平成4年から11年度にかけて、段・中井地区をはじめといたしまして、中広瀬・城下・山田地区全体の現況測量・事業化検討作成業務・事業費算定業務・基本計画書資料作成業務・事業計画書資料作成業務・その他土地区画整理事業の業務委託等々に決算額ベースで

6,788万5,940円使用させていただいています。

次に、都市計画税の徴収の額につきましては、昭和32年から平成23年までの間に28億5,588万円となっております。その内訳につきましては、まず、本多公園、城の子公園、最上山公園等々によります都市計画事業に4,748万7,000円、雨水幹線事業等都市下水に1億3,107万円、区画整理の調査費に2,640万8,000円、それから、全体の82%を占めます公共下水道事業に23億3,868万3,000円、それらに係ります人件費等事務費に1億2,413万8,000円、その他都市計画事業基金積立金に1億8,809万4,000円となっております。

なお、事業基金の残高につきましては、平成23年度末で5,082万6,000円となっており、差額につきましては、公共下水道事業の財源として基金を活用しているというところでございます。

次に、都市計画税の用途の内容でございます。

地方税法702条1項に、都市計画税の課税客体の部分が示されております。市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業、または土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、都市計画区域内の全部または一部の区域で条例で定める区域に所在する土地及び家屋に対して、都市計画税を課することができるというふうになっております。

お尋ねの起債償還額充当の件でございますが、事業に要する費用の中に、このように示されております。既に実施した事業並びに実施中の事業及び今後実施することが決定された事業のために、必要な直接・間接的な経費を示されるというふうになっております。したがって、例えば、今言われています当該事業の実施のために借り入れた借入金の償還額は含むというふうにされておりますので、御理解をよろしくお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） まず、冒頭におわびを申し上げたいと思います。質問の際に、区画整理事業につきまして47年を27年と表現しておりますので、47年に訂正願いたいと思います。

それでは、若干再質問をしたいと思います。

教育長にお願いなり、質問なんですけども、大体答弁で了解はしたわけなんですけど、特に教科書ということは非常に大事な問題でございますので、教育長を中心に教育委員会が本当にこの選定に当たっては、やっぱり、宍粟の子どもの教育にかか

わることでございますので、細心の注意を払ってやっていただきたい。特に、これは定かではございませんが、歴史教科書の内容の中で、今話題になっておる尖閣諸島の歴史的な内容が微妙に違う教科書があるということも聞いておりますので、そういったことも踏まえて、これからの教科書選定について最新の注意を払っていただきたい。教育長の所見をお伺いしたい。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 教科書につきましては、非常に子どもたちの学習の基本になるものでございまして、非常に重要な部分につきましては、御指摘いただいたとおりだと考えております。

この教科書の選定につきましては、非常に今、御指摘いただいたような議論も、いわゆる先ほど申し上げました調査委員会等でもいろいろ議論が出るわけでございます。そういう中で、いわゆる基本方針というのは4項目あるわけですけど、その基本方針の4項目にのっとりまして、子どもたちにとって最適な教科書を選んでおるといふ、そういうところでございます。

それから、あわせて少し答弁が抜けておりましたけれども、教科書の選定で教育長がどれぐらいという部分でございまして、ちなみに、いわゆる中学校の教科書につきましては14種類ございます。国語、書写、地理、地図、歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、体育、技術、家庭科、英語というような、非常に多岐にわたっております。それに3学年の教科書が出てくるわけですね。それとあわせて、業者の教科書が出てきまして、非常に小・中合わせて500冊程度の教科書の中から選んでいくという、そういう状況でございまして、そういう意味では、非常に音楽にたけたそういう専門家、あるいは美術にたけた専門家、英語にたけた専門家というような形の知見をいただきながら、最終的にこの西播磨教科用図書採択地区協議会の中で決定するという、それを教育委員会に答申をするという、そういう形で進めておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） もう1点、教育長にお尋ねします。最前、幼保一元化で説明をいただいたわけではございますが、地域の委員会を設置して、地域の特性、それからよりよい教育環境、そういった面について協議を重ねておるといふ御答弁だったわけなんですけど、言い過ぎかもわかりませんが、よりよい教育環境ですね、それから地域の特性、こんなものは既にわかっていることやと思う。言い過ぎかもわかりませんが、今さら私は何をおっしゃっとんかなというふうな受けとめた

んですが。もう少し真剣に、語弊があるかもわかりませんが、相当期間話し合いもし、議会の中でも、委員会の中でもかんかんがくがくやってきたわけなんです。そういったことを踏まえて、まだこういったことが出てくることは、私としては非常に残念でなりません。もう少し切り込んで、最前も答弁の中に、12月を目標にという言葉をお願いしておりますので、是非とも12月を目指して頑張ってくださいと思います。その点について、教育長。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） いわゆる子供たちの、教育・保育という部分につきましては、非常に就学前の教育・保育という部分、重要な部分でございます。そういう意味では、地域の皆さん方のニーズといいますか、御意見も十分あわせて協議をしていくということでございます。

それから、この地域の委員会とあわせて宍粟市の幼保一元化推進委員会という形で、現在部会等も進めておるところでございますけれども、今、御指摘いただきましたように、非常に大事な問題であります。時間もかけながら、ある意味では、その中で一定の期間に結論を出していくよう、今後とも努力をさせていただきたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員。

○3番（木藤幹雄君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、都市計画税についてお尋ねするんですが、こちらが思った、予想していた答弁でございますが、質問でも申し上げておりますように、都市計画税はあくまで目的税であります。下水道事業も目的の中に入るわけなんです、ほとんどがそういったものに、一部本多公園とか、それから最上山、答弁ございましたが、額にしてはそう大きくございません。額の大きいのはやはり下水道の起債償還、これになっとうわけなんです。

ですから、もう少し目的税でありますので、ほかのことにも使ってほしいというのが私の願ひなんです。これね、都市計画税かけて、ずっとかけてきとんですね。それまで長い間、下水道やるまではほとんど事業という事業ができなかったわけなんです。そういった中で、急に下水道はやるべきだという結論に至って下水道事業が実施されました。それには莫大な起債もございましたので、その償還に充てたということ、それはよくわかります。わかりますが、都市計画税を長年かけた市民は、なぜ都市計画税の目的に沿った、あくまでも目的税でありますので、事業が実施されないのかという疑問が常に持たれとんです。そういったことについて、次の

質問に関連するんですが、やはり区画整理事業が大きくネックになっとなです。

ですから、市長のほうから答弁いただきました。大体理解はできました。しかし、長年、議会ごとに、この土地区画整理についてはもうだめだから、何とか研究して一日も早く網を外してくださいとお願いを申し上げとんですね。市民もそういう願いなんです。いろんな弊害がある、法的な問題もある、これは重々分かつとんです。ですけれども、やはり県なり通じて政府と粘り強く交渉を持てば、何らかの道が開けるんじゃないかなろうかというように思うわけなんです。そういった努力を今後市長に続けていってもらいたいというのが私の願いなんです。その点、市長のほうからひとつよろしくお願いします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほど申し上げましたように、そういった点についてはどうなるかは別として研究努力をしてみたいと。で、これにつきまして、いろんな事例もあるんですが、この網かけの一つとして、先ほど申しました建築制限をかけたものもかなりあるわけでございます。廃止するとしたら、そういったことにどう対応していくかとか、あるいは生産をどうしていくかとか、いろんな課題があると思います。また賛成の方もゼロではありませんので、そういったことも踏まえて検討を重ねたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、平野安雄君。

○土木部長（平野安雄君） 都市計画税の関係についての使途の話でございます。

御案内のとおり、昭和27年に旧山崎の中心部が将来的な都市化を図るということで設定されて以降、平成4年に中縦のインターの開通、さらには当時姫鳥線の計画等々の中で拡大されたというふうなことを記憶しております。

その中で、地元説明会等々も入られた記録の中も確認したわけでございますが、都市計画税の課税については、それぞれの地域の中でやはり事業を入れることが適当であるという地域のみ課税をしていくということでもございましたので、今、議員の質問がありましたように、都市計画区域内全ての地域が課税されている状態ではないということも御案内のとおりでございます。当然、目的税でございますので、公共下水、それから都市公園等々の事業もあります。生活環境にあわせた事業のメニューにつきましては、特に区画整理内の都市計画道路等の関係につきましては、現在、それぞれ区域外のアクセス等も関連ということもありますので、県当局と事務的な打ち合わせ等にも入っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 3番、木藤幹雄議員の一般質問を終わります。

続いて、19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） おはようございます。19番、岡崎です。議長の許可を得ましたので、公明市民の会の代表質問を行います。

国会においては、第180通常国会が明日閉幕します。消費税の増税を柱とする社会保障と税の一体改革や原子力発電の是非、尖閣諸島や竹島の領土問題等で国政は大変混乱しております。

また、現在では、民主党また自民党の代表選挙のことで、もめている状況であります。

経済につきましては、超円高・株安に民主党政権は打つ手がないありさまで、決まらない政治が続いております。

また、赤字国債発行に必要な法案が通らなかったため、11月初旬に財源が底をつく異常事態に陥ります。そのため政府は9月配分予定であった地方交付税の一部を延期することを決めました。市町村には2兆円の満額を配分しますが、道府県においては3分の1に圧縮されます。皆さんも御存じのとおり、8月16日（後刻訂正発言あり）の神戸新聞に載っていましたが、兵庫県では先送りされる分は約500億円、その影響は財源を地方交付税に依存する地方にとって大変なことあります。

そのような中、宍粟市においても財政状況が大変厳しい中、私たち公明市民の会は、財政の健全化についてこれまで質問や提案をしてきましたが、今回、通告に従って今期の定例会の質問も財政健全化の有効な方策と考え提案しますので、当局におかれましては明快で前向きな答弁を期待し本題に入ります。

自治体クラウドの導入について、まず質問通告をしておりますが、ここで少しクラウドサービスについて説明いたします。

この名称なんですけど、クラウドは雲の意味で、空にある雲ですね、コンピューターネットワーク、典型的にはインターネットをあらわします。従来よりコンピューターシステムのイメージ図では、ネットワークを雲の図であらわす場合が多く、それが由来と言われております。

クラウドコンピューティングという用語がパスワードであります、そのことも言われております。このクラウドコンピューティングは、ネットワーク、特にインターネットをベースとしたコンピューターの利用形態であるユーザーは、コンピューター処理をネットワーク経由でサービスとして利用する、ここに簡単なイメージ図がありますが、後で内容については説明をしますが、こういうイメージ図で

あります。

それでは、自治体クラウド導入について提案をします。

自治体が、住民基本台帳や税などに関する住民情報を民間のデータセンターで保有管理し、自治体専用回線を経由して利用する「自治体クラウド化」がなされています。複数の自治体が共同利用することで、大幅なコスト削減が可能だとして、全国で導入が加速しております。さらに、東日本大震災をきっかけに、住民情報消失を防ぐ効果もあることから、「生命と生活を守る情報通信技術」としても注目されています。

そこで、宍粟市は現在、住民情報システムでどのようなサービス対応をされているのか伺います。

まず、1として、民間業者と契約して、庁舎内に自前のサーバーを設置して個別に運用管理しているが、設置費用は幾らかかっているのか。また、保守、点検、管理の費用は、年間幾らかかっているのか。

2番、サーバーは5年契約にされていると思います。5年経過すると更新するのでありますか。そのときの費用は約幾らかかるのかお伺いします。

3番、民間に委託しているソフトの面の費用は幾らですか。

4番、クラウド化すれば、従来と比べて約40%低減のコスト削減が可能と言われています。例えば西播磨の市町と共同利用すればよいと思うのですが、いかがでしょうか。

5番、今後ますます法律の改正等で地方に事務事業が移譲される中、従来と制度が変わってもあまりシステムを整備改修する必要がないクラウドサービスを利用することで整備改修費用が軽減されます。是非このシステムの所有から利用への転換をすべきであります。いかがでありますでしょうか。

6番、総務省が提唱する自治体クラウド構想に対応すべきであり、宍粟市もクラウド化をすべきであると思いますが、いかがでありますでしょうか。

次に、地域主権改革一括法について質問をいたします。

一括法について、昨年12月定例会で、今後の取り組みについて伺いましたが、義務づけ、枠づけ等条例整備や協議、同意、認可、承認、見直しを県と意見交換して、円滑な移譲ができるようにする。宍粟市においては、14本の条例の制定が必要であると答弁されましたが、その後の取り組みはいかがでしょうか。項目別、部署別に進捗状況と問題点を伺います。近隣の市町では既に3月議会に提案され、議会で審議しております。特に、昨年8月30日に公布された第2次一括法は、市への

権限移譲が主体となっていますので、議会に与える影響が中心となります。一括法による条例整備の要請に対応するため、早ければ平成23年の12月議会、これにあわせてやっています。そして、また遅くとも経過措置による猶予期間が満了する前の平成25年2月議会に条例提案を上程しなければ間に合いません。これは2月議会というのは県のことだと思います。

議会としても十分に審議して、一括法を生かした宍粟市の発展のための政策を前に進める体制を進める条例整備や権限移譲への対応を図らなければなりません。議会としても実りある審議をしなければなりませんので、今後の取り組みや日程等についてもどのようにされるのか伺います。

これで第1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 岡崎久和議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、岡崎議員の総務省の提唱する自治体クラウド化構想について、お答えを申し上げます。

まず、自治体クラウドとは、地方公共団体が情報システムを自分たちの庁舎で保有・管理することにかかわって、外部データセンター、先ほど言われました「雲（クラウド）の向こう側」において保有・管理をしながら、通信回線を経由して利用できるようにする取り組みであります。特に、複数の地方自治体が一体となって情報システムの共同化と集約化を進めることにより、経費の大幅な削減が期待をされているというふうに言われております。

しかしながら、東日本大震災では、庁舎の被災によって住民データ消失、あるいはシステム停止、情報不通などさまざまな問題が発生したことから、大震災以降につきましては、コスト面だけでなく、堅牢なデータセンターを利用するというところで、地震、火災、水害等から重要情報を保全をして、災害時にも迅速な復旧が可能となるといったことから、今、防災面からも注目されているところであります。

御承知のように、宍粟市では既に安価な運用に努めております。そういう意味から40%の削減とまではいかないかなというふうに思っているわけではありますが、情報が保全されるというメリット、そして、セキュリティや通信媒体の課題・問題点など、デメリット等総合的な判断が必要というふうに考えますが、今後の契約期限もあります、そうしたところに向けて研究を進めていきたいというように思います。

それから、次に、地域主権改革一括法に関することではありますが、一括法の目的

は、基礎自治体の自立性を強化して、自由度の拡大を図るため義務づけをし、枠づけを見直し、権限を基礎自治体へ移譲することにより、真の分権社会の実現に向けての取り組みであり、基礎自治体の役割と責務はより重くなり、地方議会の役割も一層、今おっしゃったように重要になってまいります。

事務移譲に伴う条例等の改正に当たりましては、自治基本条例あるいは議会基本条例ともに制定してきたまちとして、市民や関係団体にしっかりと周知をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

具体的なことにつきましては、担当部長からお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 自治体クラウドの導入と市長が答弁されました方針以外の具体的な事項についてお答えを申し上げます。

まず、自治体クラウドの関係でございますが、現在、庁舎の中に設置しておりますサーバー等いわゆるハード部分のこれまで設置しました費用は4,467万2,000円でございます。また、現在の保守管理委託費用は年間3,381万9,000円で委託をいたしております。

サーバーの耐用年数約5年が経過した後の設置更新費用でございますが、現在設置している費用とほぼ同額のそのまま更新すれば、約4,500万円程度が必要であるというふうに見込んでおります。

また、プログラムの変更等ソフト面の委託費用につきましては、法令の改正の有無やその規模、そういったもので大きく変わってまいります。住基法が大規模の改正がありました平成23年度のソフトの改正費用は約3,500万円の費用がかかっております。いずれにしても、経費削減の方向で今後市長が申されましたように、今後の更新のときには検討いたしたいというふうに思っております。

次に、地域主権改革一括法の項目別、部署別及び進捗状況等のことについてお答えを申し上げます。

まず、項目につきましては、昨年12月の時点で14項目を説明を申しております。そのうち公営企業法に關します剰余金の処分、それと賃貸人の交替住宅、こういった基準の2項目につきましては、内容を確認いたしました結果、現在の本市の条例等整備の必要はないというふうに判断をいたしております。

残りの12項目の中で、例えば、水道事業の工事監督職員の設置基準でありますとか、水道技術者管理の資格基準、こういったものは市の水道事業給水条例の中で一度に整備ができるというふうなものがございまして、4項目については一括そうい

った整理ができることから、条例の改正は結果として8条例の改正になるというふうに、現在思っております。

この8項目の部署別でございますが、健康福祉部に該当しますものが1項目、市民生活部に該当が1項目、土木部が4項目、水道部2項目ということで、条例名等一覧を表にしたものがございますので、必要がございましたら御提示をさせていただきたいと思っております。

次に、進捗の状況と問題点につきましては、改正に係ります移譲等の内容、こういったものについての大きな問題はないというふうに思っております。市長が答弁されましたとおり、市民の方々に十分な周知が図れるように、できるだけ早くということで、現在、平成24年のこの12月議会に改正議案を提案をいたしまして、議会で十分な審議手続ができるように、現在、県の助言も受けながら手続を進めているところでございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） 私、先ほどの質問の中で、神戸新聞が8月16日と言いましたけど、たしか8月30日の間違いだったと思います、その地方交付税のことに関しては。そのように訂正しておきます。

先ほど答弁いただきました。私もこういうコンピューターとかそういうことに対しては専門家でもありませんから、わかりにくい部分がたくさんあるわけなんですけど、8年前に合併したと、宍粟市は。そして、それまでの各町、また学校関係とか、そこらのサーバーを持ってやっている場合、今はどうなっているかという、先ほど聞いた費用は少ないんだと、そんなにかかっていないんだと言われましたけど、実はこの間たつの市へ視察研修に西本議員と行ってきました。その中では、5年間で9億6,000万円かかっているが、このクラウドを管理することによって3億9,000万円になったんだという話がありました。その先ほど言われた4,500万円とか3,000万円とかずっと言われた、それは年間でトータルしたものですか。そこら辺をもう一遍答弁お願いします。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 先ほどお答えしましたのは、平成22年に導入いたしました住基情報システムの総額、データ移行の3,000万円とか、そういうようなものを含めました総額の中でのハード部分4,400万円、それと、この住民基本の情報システム、これ基幹の部分のみの保守管理委託、そういったものでございまして、

今おっしゃられました教育委員会の、例えば細かいシステムとか、そういうもののトータルの集計ではございません。

○議長（岡田初雄君） 19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） 私は、前に昨年からずっと質問をしている部分があるんですけど、要するに、災害に遭われたときの支援者システムということで、それには費用が400万円ほどかかるんですけど、それが今の宍粟市のやり方でいいんだと、十分いけるんだという話で、それも取り上げていただけなかったんですけど、今回のについては、やはり全体でこのクラウド化したら3割、4割が削減できるんだということを言われています。

また、先ほど市長がセキュリティーのことを言われましたけど、この業者の、要するにデータセンターにデータを保管することによって、そして、セキュリティーも業者がきちんと対応して、グレードアップすることによって、本当に守られていくんだと。今以上に、私たち宍粟市の自前のサーバーで管理するよりも、それはやれるんだということを勉強させていただきました。

今の時点で、この自前のサーバーだけで、そこらのところはやるんか。それと、自前のサーバーと、私が今提案していますクラウドと二重、また、たつの市なんかだったら三重に、要するに災害があって消失したり、火災が起きてデータがペアになったりすることを防ぐために、そういうふうにしてはるんですけど、そこらのところはどういうふうにご検討おられますか、また、答弁をお願いします。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 冒頭の災害支援システムの関係、以前に市長も答えられましたけども、全く市には必要ないという意味ではございません。規模等から言いますと、それよりももっと簡素な方法でとりあえず検討してみようということではございますので、それがだめということではございません。

それと、現在のセキュリティーと申しますか、保管状況でございますが、まず、サーバーで保管をしております。それと、この庁舎の1階の会計のいわゆるシェルターの金庫、そこにデータを保管いたしまして、今は二重の状況でございます。ただ、それがどうなったかということについては、まだ十分であるかないか、それは検討の余地があるというように思っております。

○議長（岡田初雄君） 19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） クラウド化にすることによって、先ほども私言いましたように、制度が今本当に改正改正で、今度、後で再質問しますけど、一括法に対して

も制度が変わって、そして拡大されたり、それから実態に合ったそういう制度につくっていかなくかん。そういうときに今までだったら専門性を要することもありして、職員の方だけで大変な作業になると思うんですね。これらもクラウドのサービスを利用すると、サービス料に全部含まれているということなんです。だから、あまり専門性を言われないと、このクラウド化したらですね。今、言いましたように、どんどん制度が改正して、今から先、権限移譲があるから、もう本当にそれだけで対応するのは大変な状態です。だから、さっき言いましたようにサービスセンターで業者が管理してくれる、それもちゃんとこちらが使い勝手のいいように、要するに、標準システム、ノンカスタマイズと言うんですけど、そこらでやっていくということを言われています。そこらのとこどない思われていますか。お願いします。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 今おっしゃるとおり、総務省からも、先ほどパンフレットがございましたけども、こういったもので推奨していただいております。私どもも全然検討していないわけではございません。国のほうにおきます有識者の懇談会の取りまとめの検討資料で、効果の部分、そしてまた不安な課題のある部分がございます、そんな双方で検討している状況でございますが、いずれにしても効果があるというふうには思っております。ただ、課題もございますので、うちの場合は平成27年度で今のリースが消える、それに向かって、市長が申されているように検討していきたいというように思っております。

○議長（岡田初雄君） 19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） 今、平成27年度と言われましたけど、市や町によっては単年でやっているところがある。実粟市は、今言われましたように5年契約されていますから、そこを目指して取り組むということもありますから、ただ検討するじゃなしに、もうちょっと突っ込んで、いい方向に持って行ってもらいたいと思います。

次に、時間もあまりないんですけど、一括法について、先ほど12月の質問のときの答弁より重厚な答弁をしていただいたんですけど、御存じのように、8月16日の新聞に載っていましたが、兵庫県としても福祉施設の設置と運営基準を含めるといことで、県としては国が、例えば特別養護老人ホームで、今までだったら一つの部屋に4人収容できたんですけど、法律で。それが国のほうから1人にしなさいよと、要するにプライバシーのことで。ところが、県はそれを受けて、いやいや違いますと、待機されているお年寄りはいっぱいおる、利用者がいっぱいおる、ニー

ズがあるんです。だから、兵庫県としてはもとの4人でありますと、そういうふう  
に。何が言いたいと言うたら、やはり、それだけその地域に合った、市に合った、  
町に合った条例を制定して活用し、市民の人がより幸せになるような条例でなかつ  
たらあかんし、改正でなかったらあかんと思うんです。

だから、要するに、審議時間をできるだけ長くとる。また、我々も勉強したり、  
研修したりして、そして、当局が出してこられる議案に対して本当に、今も言いま  
したように、宍粟市合った条例を制定するためにやっていきたいと、そのように思  
っていますから、そこらのところをもう一遍どういう姿勢でやられるか、もう一遍  
伺います。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 大きな問題がないという中にも、やはり課題はござ  
います。今おっしゃったように地域密着型サービス指定基準条例、このことについ  
てが一番今事務手続で内容を精査しているものでございます。おっしゃったとおり、  
県のほうでの指導の内容、それも若干いろいろとありますんで、そういったところ  
を現在詰めておる状況でございますので、認識は全く同じでございます。

○議長（岡田初雄君） 19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） 先ほども言いましたように、1回目の質問で、平成25年の  
3月になると思うんです、我々は。2月というて書いてありますが、これは県議会の  
ことやと思うんです。それで、義務づけ、枠づけの見直しということで、一次、二  
次、また三次がどうも出そう、今通常国会に提出されたんかな、閣議決定されたん  
かな、通常国会に提案されたけど、恐らく税の一体改革とかいろんなことで吹っ飛  
んでもうたような状態に今なっていると思います。

だから、そこも含めて、私もこれ資料、例えば厚生労働省とか文部科学省とか、  
それから国土交通省とか、どんなんが出ているかということ。先ほど宍粟市に当て  
はめて部長が言っていただきましたけど、こういう資料を持っているわけなんです  
けど、本当に何回も言いますけど、宍粟に合った市民の皆さんが本当に今までこな  
かったけど、そういう義務づけ、枠づけを外されて、見直されて、よりいい条例が  
できて幸せやなというようになるように、当局も真剣に取り組んでいただいて、議  
会に一日も早く提案していただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁要りますか。

○19番（岡崎久和君） 要ります。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） それでは、お答えします。

先ほど議員御指摘のありましたその分につきましては、そのとおりでありまして、現在、市として考えています介護保険の規定に基づきまして、従うべき基準とか標準とすべき基準、これにつきましては国の基準省令のとおり定める予定としまして、参酌すべき基準という言葉が出てきます。これが先ほどおっしゃっていただきました、御指摘をいただきましたユニットの関係の人数であったりとかするわけでして、それにつきましては、利用者の保護また事業者におけるサービスの質の確保なり、質の向上、それから利用者の負担軽減、また県条例の整合性等を考えまして、10月4日に地域密着型サービス運営協議会というものを開催を予定しております。それで、協議をいただきまして、その検討結果をもとに、今後必要な手続を踏みながら、条例化に向けて取り組んでまいりたいとこのように思っております。

○議長（岡田初雄君） 19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） せっかくですから、ほかの部署もこの条例を制定するに当たって、簡潔にでいいですから、していただくのと、県なんかは要するに県民に周知徹底するためにインターネットとかパブリックコメントをやっておられます。そこらのところを今ちらっと秋武部長が言われましたけど、そこらのこともどないされるかということをお答えいただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 総務部長からお答えをしていますように、宍粟市で8分野あります。それぞれ健康福祉部、土木部、水道部、市民生活部、申しあげましたように12月に向けて上程をさせていただいて十分審議をいただく、必要なものについては、公表・公開をし、市民の声もいただくように、私のほうが準備をしたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 答弁、それぞれ要りますか。

○19番（岡崎久和君） 要ります。

○議長（岡田初雄君） それでは、答弁を求めます。簡潔にお願いいたします。どなたから。

市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 市民生活部のほうの関係でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律でございます。今は、廃掃法に基づきまして技術管理者を配置しておりますけども、これが今度市の条例に基づきまして配置するというこ

とでございます。従来と内容については変わりございません。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、平野安雄君。

○土木部長（平野安雄君） 土木部の所管に関しましては、4項目今考えております。新しく制定するのは2項目で、それぞれ道路法に関連いたします道路構造令の改正、それから河川法の改正に伴います準用河川の構造基準等々につきまして、地域の実態にあわせた技術基準の改正ということで、新しく制定を考えております。

そのほか、公営住宅法によります収入基準等々につきまして、現在一定の入居の基準を決めておりますが、今、議題として考えていますのは、若者世代の入居基準の緩和ということについて、今、中で論議をしていると、これは一部改正を考えております。

もう1点、都市公園法の改正に伴います都市公園の設置なり、面積要件につきましては、それぞれの上位法の中での参酌というふうな考え方で今進んでいると。

以上、4項目でございます。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 水道も大きく分けますと2件あります。

一つ目は、水道法改正に伴います市の水道事業、給水条例の改正であります。中身といたしましては、技術上の監督業務を行うものの配置に関する基準、それから技術者の資格に関する基準、それから水道技術管理者の資格に関する基準であります。

二つ目は、下水道法改正に伴います市の下水道条例の改正であります。中身といたしまして、公共下水道の構造の技術上の基準、それから終末処理場の維持管理に関する基準であります。これは皆市民生活に直接の影響がない項目であります。水道部の条例改正におきましては、政令で定める資格基準を十分参酌した上で制定する準備を今しているところであります。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） ちょっと私聞き漏らしとったかもしれませんけど、12月のときでは14項目条例制定せなあかんのやということがありましたけど、精査されて8項目になった。そこらのとこ、企画総務部長もう一遍答弁をお願いします。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 申し上げましたとおり、昨年は14項目という整理を

しておられました。その中で、宍粟市に現在改正の必要性はないという判断をしたのが2項目、それと水道部長が言われましたように、そういったものがございしますので、あと4項目についてはトータルで二つの項目を一つの条例ということで、最終的に8条例になったということでございます。

○議長（岡田初雄君） 19番、岡崎久和議員。

○19番（岡崎久和君） 以上で、終わります。

○議長（岡田初雄君） 19番、岡崎久和議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時まで休憩といたします。

午前10時49分休憩

---

午前11時00分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） 6番、福嶋です。議長の許可を得まして、光風会を代表いたしまして質問を行いたいと思います。

私のほうは、1点だけですが、子どもたちの将来、これからの宍粟市を、あるいは国を背負って立つというか、担っていく子どもたちの大事なことであるということで、そういう観点からいじめについて質問をさせていただきます。

滋賀県大津市立中学校2年の男子生徒が自殺した問題で、いじめに対する学校や教育委員会の対応に批判が集まっていることは御承知のとおりです。文部科学省によると、いじめの認知件数は、2006年約12万5,000件、2010年約7万5,000件となっていて、まだまだ発見できていないいじめもあると考えられます。

ある専門家の方は、10万前後というのは氷山の一角である、こういうふうにも言われております。そして、また学生とか生徒の自殺者というものは、1991年は482人であったのが、2011年1,029人と増加をしております。

8月3日にこの場所で行われました宍粟市の中学生による議会開催の中でも、いじめをなくそう宣言がされました。そして、同じ日に「人権の夕べ」という、文化会館でございましたが、ここに滋賀県大津市、やはり大津市出身の奥田知志さんが講演されまして、そして、自身の息子さんのいじめについて語られました。やはり、いつも奥田さんは中学2年生だったその子どもと寝起きをともにして、3階に寝て

いたらしいんですが、いつももう四六時中熟睡することができなかったという、そういうことによって、今大学1年生か、2年生だと思いますが、今は元気にやっているが、それであるときに転校したいと、やはり、親の力があってこれは救われたんじゃないかなど。いつ飛び降りるかというそんなことばかり思っていたと。

そしてまた、8月9日に、政府は自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱」を発表し、自殺予防のための教育推進の推進を求めています。

そこで、いじめについて多方面にわたって質問を行いたいと思います。

まず1番目に、いじめ、自殺予防について、宍粟市教育委員会はどのような対策を立てていますか。ごく最近、大津市立中学生徒の自殺前、あるいはその自殺後において対策というものは変化したのかどうかということ。

そして、2番目に、学校評価制度は必要な面もあると思いますが、教師がいじめを報告すると自身の評価が下がるだけではなく、学校全体の評価が下がるとい、隠蔽につながるといいますが答弁を求めます。

3番目に、学校と教育委員会は自己保身を優先し、教育現場は子どもたちの成熟を支援する次世代教育のためのものだとすることを忘れていませんか。

4番目に、現代社会の中で、前提としていじめは起こり得るものだと思います。早期にいじめを発見することが大事であり、その対処が大切です。いじめの減少に向けて学校教育の方針を伺います。

次に、5番目、いじめについて、宍粟市教育委員会として、市の小中学生に対しアンケート調査を行ったことはありますか。あれば、調査内容、期日について伺います。

そして、最後6番目、子どもや保護者、学校側がいじめを発見、発掘した時点で相談できる第三者機関が必要だと考えますが、答弁を求めます。

1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 福嶋 斉議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） いじめの問題についてでございますけれども、御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、大津市でのいじめの問題が大きく報道されておるわけですがけれども、これは全国、宍粟市も含めての大きな課題であると考えています。このいじめは、命や人権にかかわる大きな課題であり、絶対に許されないという、そういう思いを持っております。また、先ほど御指摘もありましたけれども、どの子にもどの学校にで

も起こり得るものであるという、そういう認識もしております。そういう中で、このいじめへの対応につきましては、重要な課題として取り組まなければならないというふうに教育委員会としては考えておるところでございます。

まず、一つ目のいじめ、あるいは自殺防止対策について宍粟市の対策、あるいは大津市の事件前後での対応の変化という部分でございますけれども、これにつきましては、いじめの大津市での痛ましい事件を契機にして、国あるいは県にもそれぞれ通知・通達等が宍粟市におりておるわけですけれども、宍粟市といたしましても、これを受けまして7月17日に緊急のいじめ実態把握調査を実施したところでございます。

また、先ほど御紹介がありましたけれども、市内8中学校の生徒会が子ども議会を8月に実施したわけですけれども、その中でも「いじめをなくそう宣言」という形で、宍粟市の8中学校生徒会としてこの宣言をしたところでございます。この宣言によって多くの学校の生徒、保護者、市民の皆さん方に呼びかける機会となったというふうに考えております。

また、あわせて7月につきましては、緊急実態調査でございましたので、9月4日、先般ですけれども、校園所長会をさせていただきました。その中で、再度いじめの実態把握調査を行っておるところでございます。これにつきましては、今現在行っておるところでございます。

いずれにしましても、早期発見、早期対応というところに繋げていきたいというふうに考えております。あわせて、教職員あるいは保護者向けのいじめに対する研修会といいますか、講演会というものも2学期に予定をしておるところでございます。

それから、宍粟市におきましては、このいじめ対応につきましては、県のマニュアルがあるわけですけれども、あわせて、それぞれ市の状況がございますので、宍粟市における「いじめ早期発見対応マニュアル」というのも早急に作成したいというふうに考えておるところでございます。

それから、学校評価が隠蔽体質といいますか、そういう原因になっているのではないかというところの御指摘でございますけれども、まず、学校評価というものは、年度初めに、学校長がそれぞれの学校の経営方針を具現化するために一つの重点目標を掲げまして、その評価項目をあわせて作成するところでございます。それにつきましては、その評価を当然学校内での自己評価をするわけですけれども、あわせて学校評議員の方、地域の方も入っていただいております。学校関係者評価も行っ

ておるところでございます。この評価の中で、1年間の取り組みの成果と課題を検証しながら、次年度の新しい経営方針に繋げていくというところでございます。これにつきましては、あわせて学校の広報等でPTA、地域にも公表をしておるところでございます。

いずれにしましても、いじめが起こるといいますか、ないのが理想でございますけれども、いじめが起こるということを前提にしながら取り組むということでございます。教育委員会としましては、いじめがあるかないかということとあわせて、その起こったときにどう対応、対処したかという、そういう部分もあわせて評価をしていくという、そういう方向でございますので、よろしく願いをいたします。

それから、学校と教育委員会が保身を優先しているのではないかということでございますけれども、基本的に現場の先生方につきましては、いわゆる目の前の子どもたちをどう育てていこうかということが、まず教育の原点にあるわけでございます。そういう意味では、学校は子どもを教育するために、子どものためにあるということが前提でございます。そういう中で、宍粟市の次の時代を担う人材を育てていくということでございます。そういう意味では、生きる力を育むために、日々それぞれ各学校で教育活動に取り組んでいただいておりますということと、あわせて、その取り組みを教育委員会として支援をしていくというのが、それぞれの役割であるという、そういうふうにご考えております。

それから、4点目のいじめはどこにでも起こり得るといふ、あるいは早期発見、対処が大切であるということにつきましては、まさに御指摘のとおりでございます。このいじめの減少に向けてどう学校で取り組んでいくかということでございます。

私は、このいじめの問題につきまして、二つの視点があるかと思っております。一つは、まず、短期的な視点として、もし、いじめが起こっている場合に、いかに早く発見して対処していくかということが、一つの視点であろうかと思っております。具体的には、先般のアンケート調査もありますし、日々の教育活動の中で、子どもたちに日記だとか生活ノート等も書かせておるところもあります。あるいは日々の担任の先生、あるいは学年の先生との人間関係といえますか、あるいは部活動と、いろんな教育活動の中で、そのサインをいかに見逃さずに的確に早期に対応するかということが、まず短期的な視点ではないかというふうにご考えております。

それから、もう一つは、長期的な視点で、いわゆる仲間とともに支え合うといえますか、自尊感情といえますか、自己肯定感といえますか、一人一人を大切に、

そういう集団づくりといたしますか、そういう部分が長期的な視点としては非常に大事な部分かなというふうに思います。

そういう集団の中では、子どもたち自身がいじめを見逃さないといいますか、そういう大きな力になろうかと思っております。そういう意味では、命と人権を大切にしたい、そういう集団づくりといたしますか、教育と、それから人間関係力といたしますか、支え合う、そういう集団をつくるという、そういう人権教育あるいは道徳教育等にも十分こう力を入れていく、そういう中で豊かな心を持った子どもを育てていくという、この二つの視点が必要ではないか、そういうふうに考えております。

また、教育委員会といたしましては、まず、早期発見、早期対応という部分では、先ほど申し上げましたように、緊急のいじめ早期発見対応マニュアルという、実態の実態に即したそういうマニュアルも、今後9月、10月をめどに作成に着手しておるところでございます。

それから、5点目の教育委員会が行ったアンケート調査でございますけれども、まず一つは、アンケート調査というのは、二つの大きな意味があるかと思っております。

一つは、まずこういうアンケート調査をすることによって、子どもたち、学校現場も含めてですけれども、そういういじめはしてはならないという、そういう部分の大きな大きな抑止効果があるというふうに考えておりますし、あわせて実態を早期に発見するという部分を持っております。

7月17日に、緊急の市の調査をさせていただきました。特に緊急を要する状況がないかというそういうことの調査でございます。学校として4月以降というような形で調査をしたわけですが、学校としていじめとして指導した事例につきましては、7件挙がってきました。これにつきましては、もう指導をして解決しているという、そういう状況も報告をいただいておりますし、解決したと思われるが、引き続き状況を観察しておるといふ、そういう事例も報告をいただいております。

あわせて、先ほども申し上げましたけれども、9月4日、再度状況調査を各学校現場にお願いをしておるところでございます。私自身は、小さな部分を含めると、やはり先ほど御指摘いただいたように、潜在的な部分を含めまして、状況としてはもう少し正確に把握したいというそういう状況の中で、9月4日にお願いをしておるところでございます。

文部科学省におきましても、この調査をそれぞれの現場あるいは教育委員会にもですけれども、調査をかけておりますので、そういう部分もあわせながら実態調査

をしていっておるとというのが現状でございます。

それから、6点目の第三者機関が必要であるということについてはということでございますけれども、私はまず、子どもたちの目の前にいる教師といいますか、先生がまずこの問題にかかわるとというのが、私は大事なことはないかと考えております。毎日、子どもと汗を流し、いろいろ教育活動をしていくわけでございますので、そういう中で、このいじめの早期発見あるいは対応について考えていく、あるいは保護者、地域の皆さん方と一緒に、この問題を考えていくというのが大前提であるというふうに考えております。

その中で、大津のいじめの事件に代表されるように、非常に対応が難しいような状況が出た場合に、どういうふうな形でこの機関といいますか、対応の機関をつくるかということにつきましては、今後、その体制については考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） ありがとうございます。

教育長の答弁の中で、やはりどこにでも起こり得るものだと、いじめはね。やっぱり宍粟市にも起こり得るものだというふうに認識をさせていただきました。そして、緊急の調査ということで7月7日ですか、17日ですか、に調査をしていただいたと。よければ、その内容的なものを、細かくじゃなくていいんですけども、わかりましたら。調査はまだやっている途中ですね。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 具体的な7月17日の結果でございますけれども、数字的に申し上げますと、中学校で5件、小学校で2件という、これはいじめということで、先ほど申し上げましたように、指導をしたという、そういう件数で挙がっておるわけでございます。

もう少し細かく申し上げますと、仲間外れといいますか、口を聞いてくれなくなったとか、あるいは無視されたとかというような、そういう状況の中で、学校が指導したというそういう状況でございます。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） 今後においても、今調査をしておられますが、アンケート調査、そういったことにおいて、どのような方法でこれまでもやられたのか、あるいは今後においてもどういう方法でやられるんかということですね。例えば、どれか

に○をつけなさいとか、×をつけなさいとかいう方法もありますし、きちっとその思いを書きなさいというみたいなこともあるでしょうし、そういったことの中で、あれば。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、アンケート調査につきましては、多分これまで学校の中ではいじめということだけでなく、例えば進路で悩んでおるとか、あるいは友達関係で悩んでおるとか、そういうこと。それから、教科でこの教科がわからなくて困っておるとい、そういうような生活とか、あるいは学習の調査につきましては、それぞれの学校、状況は違いますけれども、学期に1度、あるいは1カ月に1度とかいうような、そういう頻度も学校ではさまざまですけれども、そういう調査をかけておろうかと思えます。

それから、もう一つ、今回お願いしておる調査につきましては、このいじめという部分につきまして特化といいますか、いじめというものにつきまして、この調査をお願いをしておるところでございます。

私は、このアンケートが全てでないというふうに考えております。アンケートは非常にこう単純に「いじめられたことがありますか」とか、「いじめを見たことがありますか」という、そういうような調査項目になっております。私はこの調査結果から見えてきたものを、今度はそれぞれの学校、あるいは担任の先生が個別に子どもたちに具体的にどういう状況なのかという、そういうことを相談といいますか、聞くといいますか、そういう中で、より深くその状況を把握していくということでございます。そういう意味では、そのアンケート調査は、まずそういう実態があるかないかみたいな部分につきまして、察知するといいますか、その状況を第一段階で把握するという、そういうことございまして、第2段階、第3段階という、そういう指導の段階があろうかと思っております。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） 先ほどのお答えの中で、短期的なものでは早期発見、あるいは早期対応だということを、まさにそのとおりでございます。そして、そのところが一番難しいところで、いかに早期に発見するか、このところが一番難しいんであって。それから、つい最近の文科省のつい先日の新聞だったと思いますが、発見、発掘をきなさいと、それを評価しますというふうな事柄が書いてございました。やはりこれまでは、先ほども僕、隠蔽という言葉を使いましたが、やはりどこかに評価が下がるんじゃないかなという、そういうものがあつたんじゃないか。これは

国のほうが行き届いてなかったという一つのことが書かれておりました。それはそのとおりだと思います。

その中で、例えば子どもたちがよく使う言葉の中に、いじめられる側にも原因があるというのがあるんですね。これについて教育長、どう思うように思われますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） この言葉よく使われるというふうに思っております。私は、まさにいじめられる側に問題があるという、そういう認識といいますか、これは明らかに間違っておる認識であるというふうに考えております。これにつきましては、まさに9月4日の学校園所長会でもこの点は十分指摘したところでございます。

いじめに理由などないというのが基本的な私の考えでありますし、これは当たり前のことであるというふうに考えております。理由などないという、そういう中でいじめをなくしていくというのが基本的な考えであると思っております。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） 今の質問の中、いじめられる側にも原因があるという、でね、よく、どういうんですか、こう言って答える子どもたちがやっぱり約8割ぐらいいるんですね。80%の子どもたちはいじめられるほうにも原因があるんだと。いじめられる側が悪口を言うからやとかね、いうようなことを言うわけです。そしたら、あるときに、じゃあ、悪口を言ったことがない人と言ったら、誰一人も手を挙げなかったという、それじゃあ皆いじめられるんだらうという結論に至ったと。だから、そういうことまできちっとして、結局は何もないのにいじめたということになるんでね。その辺のことをいろいろな例を挙げてもらって、やはり事細かく子どもたちに説明をして、特に、札幌の中学生が昨日、一昨日ですか、やはりマンションから飛び降りて自殺をしています。いろいろな最近そういう痛ましい自殺行為が多いです。やはりそういうことも含めまして、そういうふうに至らないために、いじめのこういったことを言ったときに、やはりきっちりとかさびを打つというか、そういうことが大事であると思っておりますので、その辺のことについてきっちりとお願いをしておきます。

それから、次に、そこまで傷つけるつもりはなかったという、これもまた子どもたちの中でよく言う言葉なんですね。そういうように自殺をしてしまった子どもに対して、いや、そこまで傷つけるつもりはなかったんやとか、あるいは自殺はしなくても、その子に対してそこまで傷つけるつもりはなかったという、言いわけじみた答えが多いんですけれども、これについてはどのように思われますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） いわゆるいじめがあった場合に、そんなつもりはなかったという、そういうコメントがたくさん出てくるわけですがけれども、私はそんなに傷つくとは思わなかったというのは、まさにいじめた側の論理であって、傷つかないというのは、まさに相手の思いであるわけでございます。そういう意味では、傷つかないか傷つかないかをあなたが決める問題ではないですよという、そういうところは私はこの話も校園所長会でもしたところでございます。そういう意味では、相手がどう思うかという、そういうことはその子自身が考えることであるという、そういう中でこの問題を考えていってほしいという、そういう話もしたところでございます。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） ありがとうございます。今、教育長が言われたとおり、やはりいじめる側の問題ではないんですね。これはいじめる側じゃなくて、いじめられた人がどう感じるかという、まさにそのとおりでございます。そういったことをきっちり各学校に、やっぱり伝達をしてもらって、そして、そういったことが行き届くようにしていただきたい。

次に、これ自分は直接いじめてないという、直接いじめてないので関係がないという、こういうことを言う子どもがいるんですよ。これについてはどういうように思われますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） いじめが起こる場合の形としまして、いじめる側、あるいは被害になるいじめられる側、それから、周りで傍観といいますか、見ておるといふそういう三つの立場があるかと思えます。

私は、非常に大事なところは、見て見ぬふりをするといいですか、僕には関係ない、私には関係ないという、そういうのがまさに長期的に見ると、集団づくりの中でいわゆるその学級あるいは学年あるいは学校の中で、いじめを見逃さないといいますか、いじめは許されないんだという、そういう一人一人を大切にしていこうというそういう集団といいますか、人権意識といいますか、そういう集団をつくっていくということ、それが例えいじめがあったとしても、それはあかんだらうという、そういうことを仲間の中から言えると、その力が足りない場合には、先生あるいは周囲に相談するという、そういうことも非常に長期的に見れば、このいじめをなくする大きな大きな力ではないか、そういうふうに考えております。

そういう意味では、先ほども申し上げましたけれども、いわゆる人権教育といえますか、道徳教育といえますか、特別活動でやりますいわゆる集団づくりといえますか、そういう中で風土としてそういうこと、学校の文化としてそういうものを許さないといえますか、認めないといえますか、そういうものを最終的にはつくっていかなければ、この問題はなかなか解決していかないのではないかと、そういうふうに考えております。この部分につきましても、十分それぞれの現場に指導をしていきたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） これは、北九州市の小学校の教員の方の菊池さんという方の話なんです。これは20年ぐらい前からずっとこのやっていることが、褒める、褒め言葉のシャワーというんですか、これを自分の担任しているクラスの中で20年間やっているという。これは毎日一人の子どもを教壇の前に立たせて、そして、その子を褒める。どうして褒めるんかということ、もう絶えず子どもたちに観察をさせて、その子どもをきっちりと観察して、どこが悪いかじゃなくて、どこがいいかということを見つけないさいという。その中に、級友に暴言やとか乱暴やとか、それから、そういうことを繰り返し、あるいは授業中に歩き回ったりする、そして、校長室で一人で授業を受けていた男子生徒、その子がちょうど自分が褒められる番になったと。そして、黒板の前で不安そうに立っていた彼が、級友からいろいろと褒め言葉を浴びると、そのごんたの子どもが突然泣き出したというのがあるんですね。これは、事実だということで、先生がそういうことを書いておられるんですけど、やはり、クラスに自分の居場所というものを確認できたうれしさだろうというふうにおっしゃっています。そういったことについて、教育長はどのように思われますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 褒めるということは、教育の中で非常に大事な要素ではないかと思っております。この褒めるということにつきましては、私は、ただ褒めるということではなくて、何かを目標を持たせて、それがどう実現していったかという、そういう中でそれを評価するという、そういう部分ではないかという、そういうふうに考えています。何かができるといえますか、そういう何かを達成するというそういう中で、その子の発達といえますか、進歩を評価していくという、そういうことが非常に大事な部分ではないかというふうに考えております。

それから、あわせて基本的には規範意識といえますか、当然悪いことは悪いとい

う、人を傷つけることはだめだという、命はかけがいのないものだというそういう毅然とした、そういう規範意識も育てていくということもあわせて非常に大事な部分ではないかと、そういうふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） 子どもたちの中で、いじめとかそういった困ったことに対して、やはり訴えるところ、やはり信頼関係のもとに、子どもたちであれば親であったり、あるいは教師であったりとするんだと思います。その関係がどうも崩れているという言い方をされる。

特に、ここにあります大津市立中学校の最近のアンケートですけどね、やはり、絶対に先生とかも気づいていたと思うという、いかげん隠さずに話してほしいという、こういう意見があります。それから、今までにも何人かが相談している。しっかりと両耳で聞いてください。あるいは、3番目には、もっと生徒一人一人を見てほしいとか、あるいは全ての先生への信頼をなくしたとか、これって大変なことなんですね。先生は態度で示せとか、こういうことが書いてあるんですね。あるいは二度と同じ事件が起きないように学校には全力をかけて調査をしてほしい、必死で調査してほしいと、絶対に真実を突きとめてほしい。事実がどうであっても学校を守るために封印するのは絶対にやめてくださいと、子どもたちはよく見ているんですね。こういうことを書いています。

それから、先日のテレビの金スマという中ででも、いじめ問題を取り上げまして、やはり中学生あるいはタレントさん、それからボクシングの内藤大助さん、元ボクシングの世界チャンピオンですね。この方も出ておられまして、内藤大助さん、すごくいじめられた、もう自分では死ぬ気はなかったが、もう殺してくれないかなというぐらい苦しんだというようなことをね。そして、また先生にそのときに訴えたが、先生は笑いながら聞いていたというね、そういうことを言われていました。そして、あるときにやはり担任の先生が気づいてくれて、そして、そこでやっぱりそういう人がいるんだということが分かったというね、最終的にですね。それで救われたというようなこと。だから、最後の最後まで死なないで、自分もそういういじめをされる人たちに殺してもらってもいいんやというぐらいの、でも、自分からは死なないけど殺してもらってもいいというぐらいの、そういうことを思ったということを書いていまして、やはり相当苦しんで、そして、やはりその辺の信頼関係、これが最も大事な親であったり、それから教師であったりというのに、やっぱりそこに集中していくんだらうと思うんですけども、そのところは一番大事なところ

ではないかと思えます。

ここに、大平光代さんといって、元大阪市の助役を務められた方がいますね、今、弁護士されています。この方は、中学2年のときにいじめに遭って、自ら割腹自殺を図るわけですね。だけど、河原で割腹自殺をしたところを助けられた、自殺未遂に終わるといふ。そして、その学校に行きたくないということを親にも言うし、するんですけども、親はやっぱり体裁を構って、世間体を構いまして、学校にだけは行ってくれという、どうしようもない、そういうことがあって、結果的に家を飛び出したという、そして飛び出した後にそういう暴力団の組長と結婚をしたと。そして、その果てが今度また二十歳を過ぎて、そういう離婚というか、そういうように別れまして、そして、弁護士を目指して弁護士になるという、その後大阪府役所の助役になるという、だから、その中で今も弁護士でいろいろな形で子どもたちにかかわっているのが100件を超えたということ、そして、その子どもたちに聞いてみると、やはり、いじめというのが、自分もいじめられたから、そういうことを聞いてみるんだけど、ほとんどの子どもがやっぱりそういうことがあるというふうなことを言われていたということも、この新聞には書いております。最終的にそうであったけども、やはり、親とかに「いや、いいんだよ、学校休んでもいいんだよ、一回うちでゆっくりしばらく考えよ」みたいな、やっぱり、そういうところが必要だというね、そういうこともありますので、やっぱり保護者とかも含めた中で、あるいは、宋栗市であるならば、我々も行政もあるいは市民全体がそういうことに関心を持ち、そして子どもたちをやはりすくすくとやっぱり育てていかなきゃならないんじゃないかなと思うんですけども、その点について。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 御指摘いただいたことは、本当にそのとおりだと思っております。基本的に早期発見という部分につきましては、まさに人間関係といえますか、相談する者がいるかどうかということは非常に大きな部分でございます。そういう意味では、学校における子どもたちと先生のいわゆる信頼関係もありますし、あるいは親子の信頼関係もありますし、学校と家庭との信頼関係もあろうかと思えます。あるいは地域のどこかのおっちゃんに話を聞いてもらうという、そういう子どもたちと地域の皆さん方との関係もあろうかと思えます。そういういわゆる子どもの周囲における大人といえますか、周囲にいるいろんな友達を含めた大人がどうかかわっていくかという部分につきましては、確かにそういう人間関係の希薄化というのが、今の社会の中で指摘されておるといふ部分がございまして、そういう意味で

は、そういう部分もあわせて、育てていくという、そういう長期的な視点が必要ではないかというふうに思っております。

それと、もう一つは、これは今、大津をはじめ非常に大きな関心事になっておりますけれども、いわゆるこの問題につきましては、非常に何十年も前から子どもがはじめによって命を落としていくという状況があるわけですので、このはじめの問題につきましては、継続的に常に取り組んでいくという、そういう視点が大事ではないか、そういうふうに考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） もちろん、教育長は今のいじめですね、現在のいじめというものと、昔の何十年も前からいじめがあったということをおっしゃったけれども、昔のいじめというのは、例えば、太っている子どもとか、やせている子どもとか、背が大きいとか小っちゃいとか、やはり、そういうふうなものを見て、あるいは、中には服装があんまりよくなければ、汚いとかいうのはあったというふうに聞いています。ところが、現在のいじめというのは、教育長の中では、どういうふうな認識を、子どもたちのいじめですね、特に中学校のいじめについてですね、認識を持っておられますか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） いじめといいますか、問題行動も含めてですけど、非常に我々が育った時代と変わってきておる部分がございます。ある意味では、先生方、あるいは親にもその状況が見えにくいという部分があるかと思っております。例えば、携帯電話とか、インターネットだとか、私も詳しくわからないんですけど、ブログだとかいろいろいわれるそういう我々が見えない部分で、非常にそういう無視だとか、悪口だとか、そういうことが氾濫する状況がございます。そういう意味では、いわゆる現在のこういう状況に対して、どう対応していったらいいかという部分につきましては、今までと同じようないわゆる人間関係を構築していくといいますか、日記だとかノートだとか、そういう中で早期発見に努めていくということもあわせて、いわゆる携帯電話の問題、あるいはパソコンといいますか、インターネットの問題、そういうことにも保護者にも先生方にも関心を持っていただいて、早期にSOSを発見するという、そういうことを考えていきたいと思っております。

いわゆる、特にこのインターネットといいますか、そういう部分では相手の顔が見えませんが、例えば非常に相手を傷つける言葉につきましても、目の前にいる子どもに、相手に言う場合と、それから、そういうインターネットだとか、そうい

うメールだとか、そういうもので言う場合の感覚が非常に違っておるということもあろうかと思えます。そういう意味では、非常にこう陰湿なことをさらっと言うという、そういうような状況が非常に深刻な状況を起こす原因だというような、そういうことも考えております。PTAの皆さん方、あるいは先生を対象にしたインターネットの危険性といいますか、そういう部分も含めて研修はしておるところでございませけれども、さらにそういう部分につきましても全体的な課題として対応をしていきたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） いじめについて、やはり、いじめたり、あるいはいじめられたり、あるいは先ほど言った見て見ぬふりをするというか、いわゆるいじめというものにかかわりあった子どもたちというのは、全国的に、いわゆる専門家によると90%いるというふうなことが出ております。これはアンケート調査をとってそういうふうに出ております。

それから、先ほど一つ、アンケートについてお話がございました。その中でも、よく気配りをしてアンケートをとるといふ、やはり、アンケートを直筆で書きなさいというようなことがあるんですね。その場合に、何も書くことのない子は書かないですね。それはいけないので、僕の場合だったら、例えば道徳的なことで、やはりいじめをやると、いじめをやった人もやられた人も、また見て見ぬふりをした人もみんな損なんやでと、将来的には皆損なんやでというようなことをずっと記述を書いていって、やはり、それを写しなさいというね。そうすれば、皆下を向いて写すと。ところが、そうでなくて、ただその子どもたちだけが下を向いて書いていると、後でまたいじめられるという、だから、そこまで気をつけて、やはり、学校当局というか。

特に、それで、もう一つね、僕は学校が早期発見、早期対応、これはもういいことだと思います。けども、やはり、先生方が抱え込むということが、これがどうしても解決しようという責任感からそうなるんだと思いますが、そこはよくないんで、その辺のことも教育委員会、特に教育長として、今後において、やはり学校当局にいじめがあった場合は、よく見過ごさないという、先ほども言われましたが、今はもう誰がどういじめられるかというのはないらしいですね。勉強がよくできる子が家へ帰って、例えば塾へ行け、あるいは何々と言って、あるいは家で勉強しなさいと言って、もう発散する場がないと。その発散がそういういじめにつながるというね。あるいは友達同士で片方が急にいじめ出すと。そしたら、一週間ほどし

たらまた逆に片方がいじめに変わるといふね。これは全体の中でおまえあいついじめなんだからおまえをいじめるぞみたいなんがあつてね、なんかそういうものをやらされているみたいなことがあつたりとか、それから、これは宍粟市の事例なんですけど、ある僕の友達、もう教師をやめて大分なりますが、プロレスごっこを、先生、先生と言って、何だと言つたら、プロレスごっこをしているんやと。足をかけて、その強そうな子とちょっとひ弱そうな子とやっているんやと。どっちも笑っているんやと。だから、それを見てこれは遊んでいるんやでという、いわゆる演出やね、子どものね。そう思っていたら、ある女の子がこっそり後で教えてくれたと。あの子はすごいよ、裏でごつついじめられとんやというね。そして、その子はもう後に先生がそういうことを言う前に、腕が折れていたということが判明したりしてね。そういうことがあるんで、女の子から言われんかったら、僕もよう気をつけていたんだけど、やはりわらないというね。なかなかわかりにくいという、こういうことが言われているんで、その辺のことも一つ学校当局によく説明をして、とにかく発見をして早期に対応するという。それで、すぐにやはり教育委員会に知らせてほしいみたいなんがね。やはり、その辺の連携をとってほしいと思うんです。簡単な答弁でいいです。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今、御指摘いただいたような部分につきましては、県の指導マニュアルにもあるわけですが、もう一度精査しまして宍粟市のいわゆる早期発見マニュアルにも加えていきたいと考えております。まさに担任の先生、あるいは一人の先生が抱え込んでいくという部分につきましては、非常に課題があるという指摘もされておるわけですので、学校全体で、あるいは重篤な場合には、教育委員会も支援に乗り出す形で、この問題を早期発見、早期解決といひますか、対応というところに努めていきたい、そういうふうと考えております。

○議長（岡田初雄君） 6番、福嶋 斉議員。

○6番（福嶋 斉君） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、6番、福嶋 斉議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時まで休憩といたします。

午前11時55分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） 議長のお許しを得まして、市民クラブ政友会を代表いたしまして、大きく3点について質問させていただきたい、このように思います。

まず、1点目の持続可能な行財政運営と税等の課税・徴収についてでございます。

昨年、私質問したんですけれども、国からの普通交付税の動向と税等の徴収について質問をいたしました。この交付税については、平成22年度で交付税の一本算定をした場合、いわゆる合併特例がなくなった場合と比較して19億3,600万円ほど減になるとの答弁でしたが、その後、平成24年度の現在で一本算定と比較した場合、19億2,160万円と、約1,500万円ほどの減と、あまり大きな増減にはないようなんですけれども、合併してから10年間という特例期間があるんですけれども、平成27年度まではこの交付税は保障されますが、その後5年間で段階的に減っていくと、そういう状況でございます。平成33年度には、今言いました交付税が自然減も含めまして、約20億円減になると私は思います。平成23年度の決算では、88億円の普通交付税があったわけございまして、それが9年後には20億円減りまして約68億円前後になるのかなと思います。これは大変な減額でありまして、そこでこれを踏まえまして、5点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、1点目の行財政運営は、10年あるいは20年のスパンで考えるべきではないかなと思います。今後の対応につきまして、答弁を求めたいと思います。

それから、次に2点目の人件費についてですが、平成20年度から22年度決算比較で、対前年度比較で平成21年度では2億円余り減、人件費が2億円余り減になっています。平成22年度比較で4,000万円減、賃金も同様に平成21年度では2,600万円賃金は増になっております。人件費は減ですけれども、賃金は増になっております。平成22年度では3,500万円ほどの増になっています。同様に、その委託料を見た場合に、3億2,900万円ほど増になっています。この中には、災害関係等が2億6,000万円ほど含まれておりますので、実際は、私の調べたところでは7,000万円ぐらいの増になっているのかなと思います。平成22年度では、1億2,200万円の増であります。確かに人件費が減になり、行革の効果は出ているわけございまして、一方で賃金委託料、いわゆる物件費の増があります。この辺をどう分析をされているのか、答弁を求めます。

3点目ですが、市税、国保税も含んでおりますが、年々徴収率が下がり、滞納額

も平成23年度決算で9,530万円ほどと大きな額になっております。そこに平成19年度から23年度までの滞納、あるいは税金も含めた全滞納額というのを出ております。

例えば、平成19年度では8億600万円余りありました、税の滞納が。これは徴収率は88.76%、そして税も含む全ての滞納額、未収額といいますのは、水道とか介護保険料とか全てのものを入れまして、9億8,800万円余りあるということでございます。

これが平成23年度では、税が8億600万円ほどと言いましたけども、これが9億5,238万3,000円になっております。徴収率も88.76%が85.31%、これも徴収率が下がっております。全ての未収額の合計というのには、先ほど平成19年度で9億8,800万円余りと言いましたけども、これが12億5,600万円余りと大幅な伸びになっております。

特に、国保税につきましては、もっと悪くなっています。4年間で平成19年度徴収率が国保の場合82.06%、それが平成23年度決算では75.58%で、実に6.48%ほど悪くなっています。金額では5,700万円ほど増えております。これは全く私は徴収効果が上がっていないのではないかな、このように思うわけございまして、平成23年度では、先ほど言いましたが、全ての滞納が11億2,560万円余りあるんですけども、これが平成19年度と比較をいたしますと、2億7,000万円ぐらい増になっているのかな、このように思います。

各部署にまたがる未収といいますか、滞納額があるわけございまして、これの公金の債権の一元化であるとか、あるいは効率化など、効率的な回収を図ることが必要であると私は思います。従来やり方では効果がないと、今後この辺を考え、どう対応を取り組むのか、答弁をお願いします。

次に、4点目ですが、これも平成21年度に課税客体の把握について質問をいたしました。うち、トラクターの課税の件ですけれども、その後どのように改善されていますか、答弁を求めます。

5点目ですが、前回、6月の質問の中で、空き家への質問をしたわけですけども、その中で、空き家ですけれども、家屋敷とか、そういう市県民税の均等割がかかるということ。4,800円年間にかかった件数が164件であるとのことございしましたが、これについても私は課税漏れがあるのではなとこのように思うわけございまして。税条例第23条2号の規定で、市内に事務所、事業所、または家屋敷を有する個人で、市内に住んでいない方、住んでいない者にこの均等割4,800円が課税になるとのことございまして。旧町ごとの件数なり、どんな場合に非課税になるのか、その辺も

もう少し具体的に説明、答弁を求めたいと思います。

次に、大きく2点目の国民健康保険特別会計への繰り入れについて質問いたします。

平成22年度に医療費が増加したということで、税負担の抑制と資産割減額に係る軽減などに一般会計から7,000万円の繰り入れがありました。これによって約半数の世帯が減額になりました。この繰り入れは、いわゆる医療費の伸びによる臨時的な措置であるとのことでしたが、この医療費の伸びを見た場合に、保険給付費での比較ですけれども、平成22年、23年度比較で、1億8,145万2,000円、6%ほどの増になっております。繰り入れいたしました平成21年度から22年度比較では、1億4,476万3,000円ということで、5.07%の増ということで、今回のほうが1%ほどまだ伸びておるといってございませう。

また、資産割も3.8%減になっていますが、平成22年度のように臨時的に一般会計からの繰り入れは考えられないでしょうか。答弁を求めたいと思います。

最後ですけれども、孤立集落の防止についてでございます。

市長の施政方針の中で、幹線道路の計画的かつ効率的な整備をはじめ、未改良部分、あるいは狭隘道路の計画的整備や道路寸断による孤立集落の防止に向けた迂回路など、防災道路の整備に努めるとあるが、迂回路への具体的な取り組みについて計画も含め答弁を求めまして、1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 藤原正憲議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、藤原議員の質問にお答えをいたします。

まず、持続可能な行財政運営に関する質問でございますが、先ほど御質問のとおり、中長期の展望を持った行財政運営を行う必要があります、とりわけ、財政運営では常に健全化の意識を持って取り組んでいるところであります。

御承知のように、平成22年度、23年度では、任意の繰上償還を行い、近い将来の公債費負担の軽減を図っております。また、人件費の削減に向けた職員数の削減も合併以来、継続して行っているところであります。

今後におきましても、人件費の削減、公共施設の効率化、事務事業の選択と集中など、行政改革の推進による歳出の削減を進めていきたいというふうに考えております。

次に、人件費の削減の一方で賃金や委託料が増加している件であります。まず、賃金につきましては、預かり、あるいは学童保育や学校支援員など、行政課題が多

岐にわたってきている関係から、専門分野での雇用が拡大してきたことに起因するもので、大部分がそちらでの方向で示しておるところであります。

職員削減に伴うものは、そういうことで少ないという判断をいたしております。また、委託料につきましても、平成21年度災害等に係る復旧事業の委託料、あるいは、瓦れき処理委託料、さらに電算システム更新経費など一時的なものが大半を占めており、これも人員削減との関連性は低いというふうに考えております。

次に、国保会計への繰り入れについてでございますが、平成24年度の国民健康保険事業特別会計は、前期高齢者交付金の前々年度の精算による増や平成23年度から繰越金1億9,700万円余りを充てることによりまして、税負担の軽減を図り、資産割税率を下げまして、歳入歳出を結んでいるところでもあります。

国民健康保険特別会計は、保険税と国・県等の補助金で運営していることを原則としており、原則的には独立採算ということになっているわけではありますが、先ほどございましたような特別な事情があった場合等につきましては、状況判断をして決定を出したいというふうに考えております。

次に、孤立集落の防止について、その中で道路整備の件でございますが、これにつきましては、実施計画に基づき幹線道路はもとより、未改良区間の整備、防災時の迂回路の確保など、優先順位を定め順次実施をしているところでもあります。

お尋ねの災害時等に孤立する、あくまでこれは可能性ということでございますが、可能性のある集落については、22集落あるというふうに想定をいたしております。

道路改良工事につきましては、緊急性の高い箇所や路線から年次的に実施しておりますが、根本的な解決にはまだ至っていないというのが現状であります。

その中においても、孤立集落の解消に向けては、一宮町草木・千町自治会の孤立を解消するために、市道黒原千町線の道路改良工事を平成17年度から継続的に実施しておるところであります。また、本年度からは、市道神谷三谷線、市道中野上ノ線の測量業務を実施をすることによりましていたしております。

市としましては、さらに改良率のアップを図るため、今年度より道路改良や視距改良、あるいは待機場所の設置など、住民のニーズに応じた「宍粟市版のくらしの道路整備事業」というような形で推進について積極的に取り組むことといたしております。

今後とも市内の全ての孤立集落解消に向けて、計画的に事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

その他の件につきましては、副市長、あるいは担当部長よりお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 滞納対策についてお答えを申し上げたいと思います。

特に、税の収納につきましては、たびたび御指摘をいただいております。職員も努力はいたしておりますけれども、結果的に結べないということで、本当に考えておるところでございます。

税金は、少し全体的にも金額が増えております。同じ収納率を保ったとしても滞納額は増えていくわけでございますので、御指摘のとおり、少し収納額が下向きに加えまして、税が増えておる分、滞納額も増えておる状況にあるということでございます。

全般的に世の中の不況、あるいは社会保障の負担率が上昇いたしております。税にかかわりませず市の使用料その他のことについても、なかなか納めにくい状況もあるわけでございます。そういう中で、御指摘いただきましたように、市の未徴収金は、平成23年度決算時で約12億5,700万円、そのうち税が約76%を占めておりまして、御指摘のとおり9億5,300万円程度の税の滞納額があるわけでございます。

そのことを受けまして、滞納整理検討会議を開催をしております。私が座長でございますので、その辺も検討をいたしておるところでございます。具体的には、一つは、たびたび御指摘がございますように、債権情報の共有化を図る、これにつきましては、税に象徴されます公法上の債権と司法上の債権について少し、個人保護について規約がありまして、なかなか統一的にはなりにくいという状況もありますけれども、できる限り情報の共有化をしようということで、方針を出しております。

2番目には、債権ごとに徴収目標値を設定をして、徴収計画をつくるということでございます。

3点目といたしましては、特に市税については、県税と一緒に市民税でございますけれども、徴収をいたしております。そういった関係で県の回収チームと今、共同によりまして滞納整理を行っております。その中で高額滞納者の滞納整理、上位50人程度ですか、を集中的に目標にして滞納整理を行っておる状況でございます。

それから、その他の債権についても法的な手続を利用して回収強化を図りたい、一つは、裁判所への支払い督促の申し立て、もう一つは、例えば市の市営住宅の不払いが長期的な方については、明け渡し要求をするという強制措置も今いたしておるところでございます。

そういう状況の中で、税につきましては、回収チームと共同作業によりまして、7月末で、平成24年度ですけれども、不動産等の差し押さえを40件、徴収額は866

万4,000円とかなりの効果を上げている状況でございます。

いずれにしましても、納税は市民の義務でありますけれども、昨今の経済状態等、個人の事情もございますので、強制的な滞納処分を進めるに当たりましては、個人の十分な納付相談を行いながら、徴収事務に当たっていきたいということを考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 次に、トラクターの課税状況についてお答えいたします。

藤原議員より、平成21年度に関連の御質問をいただいておりますトラクターの課税台数につきましては、平成24年度で487台課税しております。平成21年度と比較しますと63台増加しております。

トラクターを含む農耕作業用自動車につきましては、平成21年度以降、毎年市の広報への関連記事の掲載、確定申告時での農業所得者への周知用チラシを配布しております。今後は、市内の農機具販売店にも周知等の協力依頼を実施して、広く啓発してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、市内に事務所、事業所または家屋敷を保有する個人への市県民税の課税について、旧町ごとの件数と非課税についてお答えいたします。

まず、平成23年度の市全体の課税者数は164名となっております。旧町ごとにはいますと、山崎町が21名、一宮町が75名、波賀町が39名及び千種町が29名となっております。

なお、非課税の基準につきましては、課税対象者が居住地の市区町村において、住民税が非課税になっている場合、及び家屋敷を他人に貸し付けている場合には非課税というふうになっております。今後も引き続き、課税対象者の把握と他市町村への住民税課税状況の調査など、適正な課税に努めてまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） それでは、再質問をいたしたいと思っております。

まず、先ほど市長のほうから丁寧な答弁があったんですけども、私は、平成33年度には全くその20億円という金額が減るということで、これは毎年1億円、2億円の行政改革ぐらいではとてもじゃないが追いつかない。ということで、今年もといいますか、財政調整基金に4億円余り積み立てをされております。これは要するに、

地方財政法に基づく剰余金の2分の1以上を積み立てしなさい、将来に備えなさいという、これはルールにのっとったものだと思うんです。

その財政調整基金というのは、経済情勢の急激な変化であるとか、あるいは起債の償還であるとか、また災害復旧に充てるとか、そういう用途に限定されておると言ったら限定されとんですけども、考えようによっては、何でも充当できるのかなというお金ではないかなと、基金ではないかなと、このように思っております。

これは、ある他の市の例なんですけども、そこでは、減額になることによって、要するに行政サービスが低下すると、その経費だけに充当する基金を設置されとる市があるわけなんですけども、そこは平成26年度までに財政調整基金とは別にその逓減基金として28億円積むということなんです。

宍粟市の場合でいえば、平成33年度に20億円が減るんですけども、その時点で一遍にサービスを低下させますと、これは年代間といいますか、急激に差が出るわけなんで、それをまだあと10年、あるいは5年、10年段階的に少しずつ逓減して、行政サービスの低下を防いでいくと、そういう用途のために、その市ではそういう基金が設置されておるわけなんですけども、この辺はどのような考えなんでしょうか、答弁を求めたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 財政運営の具体的なことでございますので、私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

おっしゃるとおり、将来は約20億円の地方交付税の減額になるというような推測を立てております。その中で、市におきましては、将来のために第2次行政改革大綱というものを示しまして取り組んでいるところでございます。

基本的な対策といたしましては、貯金いわゆる基金を造成していこうと。当面の目標といたしましては、平成25年には約30億円の基金、それと、平成27年には40億円にしたいという目標がございます。

2点目には、起債の残高とか発行実質公債比率等の低減を図りたいということで、比率については、現在、平成23年度決算で実質公債費比率19.9%でございますが、これを25年には17.4、18%を切る、さらに27年には16.6%を目指すという目標も立てております。

将来負担の軽減を図るために、この比率も現在180.7でございますが、150を目標にしたいと、繰上償還等を行いまして150にしたいと。さらに経常収支比率につきましても、現在94%程度でございますが、当面90%を目標、そして将来は85%と。

数字はこういう目標に掲げております。ただ、実現はそう簡単にできるものではないと思います。具体的には、人件費、物件費、それから老朽した施設の改修費をいかに減らすか、これが非常に大切でございますので、この間人口に比べ非常に施設がたくさんあるこの宍粟市、やはり適正な施設の集約とか、そういうようなものを今から市民の方々、地域の方々にいろいろと理解をいただきながら、将来的には管理運営費を主体に減額をしていくと、それによって収支が結べる将来図を描きたいというように思っております。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） ちょっと私先ほど言いましたけども、他の市の例を出しましたけども、そこは要するに、特別にそういう逓減基金というのをつくってやっていると。当然、その使途は、使い道は限られてくるわけですが、先ほど部長が言われた30億円というのは、実質私が思うのは、今、通常のルール分の財政調整基金の積み立てが、たしか18億円前後あると思うんです。ということは、その発想で言っても財政調整基金で言うたら、もしそれをこっちに回すとしても12億円ぐらいしかないわけなんで、果たしてそれで平成33年度以降、そこでダウンと行政サービスの低下で差がつくようなことになれへんのかなと、それを心配するんですけども。今言われた30億円というのは、財政調整基金に積むということなんですね。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） そのとおりでございます。特目基金をつくるかどうか、行政改革大綱の中でも検討はいたしました。ただ、目的が同じでございますが、積む原資がなければどちらにも積みませんので、宍粟市としましては、当分の間、財政調整基金でもって対応していこうというふうに決定をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） ちょっとしつこいようなんですけども、要するに財政調整基金というのは、ルール化されて、先ほど言いましたように、剰余金の2分の1以上を積むと、今年も4億円余り積み立てするように、たしかなっていると思うんですけども、それであれば、先ほど言うたように、何でも充当できると、考えようによっては急激な経済情勢の変化があったとかいうような解釈をすればできるので、その辺が果たしていいぐあい担保できるのかなという心配があるんですけども、どうでしょうかね。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） そういったところは、運営主体の、もちろん市長の

方針がございまして、我々担当職員もその気持ちをきちっと持っていくこと、これが最も大切と思っていますので、そういったことで御協力をお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） そういうことで、やはり、先ほども言いましたように、我々の任期も4年で、あともうわずかになったんですけれども、その4年や5年のスパンで考えよったんじゃこれ将来に大きな禍根を残すと思うんで、よろしくその辺を対応していただきたい、このように思います。

2点目といいますか、次ですけれども、先ほど人件費ではかなりの成果が上がっているけれども、委託料を含めた、賃金を含めた物件費はかなり増えているということでお尋ねしたんですけれども、決算書で単純な比較では、この委託料の内容、あるいはその中に人件費的なものがどれだけ入っているのかなというのが見えてこないんですけれども、先ほどの市長の答弁ではその部分は低いですよということであったんですけれども、私はここで何を言いたいかと言いますと、要するに、人件費では何ぼか減っていると、何億と減っています。けれども、物件費で増えた。実質的に実質の減というんですか、節減の効果が金額で言うていただいたらいいんですけど、どれぐらいあるのかなという、ちょっと思いがしたわけなんですけれども、もしわかりましたら。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 人件費の削減は市長が申されたとおりでございます。ただ、一方で賃金とか委託料が増えている。これは具体的な内容を申し上げますと、先にもありましたけれども、まずは預かり保育とか保育所賃金、こういったもので6,200～6,300万円の増になっております。これは、新しい施策での増でございますので、経常経費はその分は増えていないという理解をいただきたいと思います。また、委託料につきましても、午前中の質問でもありましたように、電算システムを更新をしている関係で、これも1億円近く単年度で増えたということでございますので、私どもとしましては、着実に経常経費の人件費は減額をしていっておるといふ理解をしております。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） はい、わかりました。

それでは、次に、税のいわゆる滞納のところでお尋ねしたいと思います。

まず、先ほど副市長のほうから答弁があったんですけれども、確かに検討委員会で

すか、いろんなもので対応されておるといことは評価したいんですけども、結果的には滞納額が増加していると、増額になっているということでございます。

私、質問で言いましたように、他の市では、これ仮称ですけども、債権管理課とか、そういうような組織を充実されて、対応している市もあるわけで、また、一方、広域で、例えばこの宍粟市やったら西播磨徴収機構というんですか、そういう広域での対応で成果を上げている場合があると。先ほど県の市県民税の徴収にはそういう話をされたんですけども、何かやっていることは理解できるんですけども、結果が出ていないということは、言葉が悪いんですけども、下手の考え休むに似たりというような感じのところは私にはそう思えるような部分もあるわけなんで、できましたら、そういう組織というんですか、新たな取り組みというんですか、その辺の考えはないでしょうかね。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 下手な考えをしているつもりは全くないんですけども、申し上げましたように、広域化、あるいはまとまったチームによるということも当然検討いたしました。しかしなかなか責任感と、どういいますか、どうしてもそれを徴収するんだという意気込みを宿すためには、あまり大きな組織にする必要はどうかということもございました。そういうことで、現在のところ、それぞれの担当課で滞納整理を行っておるところでございます。

ただ、ずっとこの間、考えてきましたことは、少し説明をいたしましたように、名寄せ的なそれぞれの個人に対する市の債権をまとめるということについては、一応準備を進めております。

もう一つは、それぞれに目標を持つ、数値的な目標を持つということ、この二つで少し、もうさらに頑張ってみたいというふうに考えておるところでございます。ただ、どういいますか、非常に市役所の仕事の中でも、税の徴収なり債権の徴収なり非常に難しい。いわば進んでしたくない状況に陥るわけでございますけれども、やはり職員にはそれなりの達成感なり、インセンティブを持たせた上で努力を促したいなというふうに考えております。

非常に難しい問題ですけども、今、税務課の職員は、特にやる気を出して回収チームと強制的な徴収も含めて緒についたところでございますので、もうしばらく様子を見てみたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） それでは、課税客体といえますか、軽自動車トラクター等へ

の課税の件ですけれども、これ平成21年に私質問させていただいております。その当時から比較すると、改善といいますか、63台が増えたといいますか、改善されたということなんでしょうけれども、当時、これ平成20年度の決算の資料だったと思うんですけれども、山崎町が63台、一宮町が17台、波賀町が348台、千種町が3台というようなことで、これから単純に思いますと、波賀町の348台、千種も同じぐらいあるんじゃないかな。一宮はその千種と波賀の足したものがあるんじゃないかな。それに、一宮も足したら山崎の分かなと。そういうようなことをすると、かなりの部分が課税漏れになっているのかなという思いがするわけです。

ですから、私は、これは先ほど何か販売された業者とか、そういう答弁がありましたけれども、その税務課というのは、その農業所得なんかは、例えばコンバインを持っているとか、トラクターを持っているという、いわゆる償却というんですか、減価償却というんですか、何ぼかの控除を受けるわけでございます。その時点でトラクターがあるんですか、あなた申告されていますかという、その時点で指導というんですか、したらかなりの部分が、63台ではなしに改善されとんじゃないかなとこういう思いがするんですが、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 議員の言われるとおりでございますが、やはり申告時分にお願いするということが主になっております。それと、一番最初、この制度が始まったときに、農機具の販売店にもお願いはしとったんですが、やはりまだ平成21年、24年になってもこのぐらいの伸び率でございます。強制的に調査に入るといってもいきませんので、あくまでも自己申告に頼っているというところで、今の段階では啓発を主にやっておるような状態でございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） それわかるんですけれども、例えば、この2号該当、家屋敷の均等割は4,800円課税になるというこの2号該当ですけれども、これもですけれども、申告じゃなしに、やっぱり税務課のスタンスとしては強制調査というんですか、きっちり調査する義務があるんじゃないかなと。納税者に申告義務やなしに、それもあってしょうけれども、調査するほうもその義務があるんじゃないかなと思います。

この2号該当の4,800円につきましても、問い合わせしたら、いや、それは個人情報であるのでだめですよとか言うのは、私は課税になっているのが個人情報なのか。それは個人情報やないと思うんですけど、それはまた別途の話でええんじゃないけど

も、個人的にその空き家、立派な空き家があるんで、その方に個人的に電話で聞いたら、いや、課税になつたらんというようなことで、これは明らかに地方税法違反というんか、職務怠慢じゃないかなと思ったりもするんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、岸本年生君。

○市民生活部長（岸本年生君） 前回もこの空き家情報につきましては、把握の仕方等を御説明申し上げたところでございますが、合併時において、旧町からの持ってきた数字について、市になってからの変動を加えております。決して漏れ落ちているものをそのままにしているというわけではございません。もしも議員さんがそういったことを御存じでしたら、また言っていただければ、また調査もさせていただいて、また課税対象ということにもなろうかと思えますけども、そういったことで旧町の数字を合併時に持ち寄りまして、その後変動にあったものについては増減しているという状態でございます。

よろしくをお願いします。

○議長（岡田初雄君） 9番、藤原正憲議員。

○9番（藤原正憲君） ちょっとしつこいようなんですけども、私隣の佐用町に、あそこ人口が2万人ぐらいですけども、どれぐらい2号該当があるんですかとお聞きしたら、420件ほどあるんです、人口2万で。宍粟市はその倍はあるかと思うんですけども、その辺があるんでね。私は私どもの近所というんですか、2～3軒に聞いたところによると、全然固定資産税はかかっているけども、それは課税されていない。これは誰の責任になるんか知りませんが、これでもう私もやめますけどね、質問は。

最後ですけども、国保税の繰り入れについてなんです。

私は、要するに医療費の負担は、医療費の赤字部分ですか、ルール以外に何ぼでも繰り入れせえというスタンスではないんです。当然、医療費の要った分は被保険者で負担し合わないけんのですけども、ただ、この何でか知らんけども、保険料が高い、医療費はまた安いほうに入る、県下41市町村で比較した場合に。それは確かに繰り入れ、一般会計からのルール以外の繰り入れをしていないという部分もあると思うんですけども、それ以外に滞納をしていることによって、国からの普通調整交付金が何ぼか減らされとんじゃないかな。

それと、滞納がこれ4億円ほどあるんですけども、国保税の会計で。この滞納分を善良な被保険者に二重負担というのか、上乘せしとんじゃないかなと。これはど

うも不信感というんですか、そういう思いがするんですが、最後それだけよろしく  
お願いします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 具体的なことは、担当のほうから申し上げますが、この医療  
費と税の関係、決算時期とかそこら辺のことがあって、何ほか前は医療費がぐんと  
低いんやと、それから税は高いと、考え方はそんなことはあるはずないやないかと  
いうことになるわけなんです、今、そういうことでいろんな決算時期の徴収をき  
ちんとやったりとかいろんなことで、税と医療費とは大体並んだところに来ている  
はずです。また、書類等をお見せいたしたいと思いますが、そういうこともあります。

先ほど言いましたように、今年度については1億余りの繰り越しというものを入  
れまして、そして、その上に資産税割を下げたということで、全体としては下がっ  
てきているというふうに思っているわけでありまして。そういうことで、一般会計の  
繰り入れについては、状況等を十分に把握しながら考えていくということは、以前  
からのスタンスとして同じでございますので。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 後で御質問の当該税をかけるときに、滞納分を納め  
ていただく方は二重にかかるとんではないかなという御質問ですか。

それにつきましては、税率を計算するときに、現年分の医療費に対して現年分の  
税をお願いするというので、徴収率が、例えば92%で計算をしますと、8%分は  
二重にかかっているという意味じゃないかと思うんですが、それについては、ちょ  
うど今その8%分相当額が繰り越ししたものの徴収にあっていますんで、二重にな  
っているとは言えないという判断をしております。今後とも徴収率の向上には努め  
る必要はあるということは事実でございます。

○議長（岡田初雄君） 藤原議員には質問時間が経過しております。質問を続けられ  
ますか。

○9番（藤原正憲君） 終わります。

○議長（岡田初雄君） はい、わかりました。

以上で、9番、藤原正憲議員の一般質問を終わります。

続いて、14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。それでは、引き続き日本共産党議員団を代表し  
て、代表質問をさせていただきたいと思っております。

波賀の学校給食センターの廃止の問題と、また幼保一元化の問題を取り上げるわけでありますけれども、さかのぼってみましたら、昨年の3月議会以来、私はずっとこの問題を取り上げてまいっております。それで、今回7回目というふうなことになるわけでありますけれども、なぜそのようなことになっておるかということは、この間の経過を見ていただいたらよくわかることで、今回も改めて、特に私は今回市長にお伺いしたいと思っておりますけれども、まず、第1点は、学校給食の検証委員会の報告書が出てまいりました。その報告書が教育委員会に提出されて、教育委員会で検討されたということであります。私も、その報告書を見せていただいたわけでありますけれども、その報告書自体は、検証委員会で当初確認がされたように、廃止の是非については述べられておりませんが、検証の中で明らかになった問題点がたくさん指摘してあります。検証委員会でのこの報告書を踏まえて、波賀の学校給食センターの廃止という計画は撤回すべきではないでしょうか。見解をお聞きいたします。

次に、認定こども園ありきの方針を変えて、地域住民が望む幼児教育・保育制度のあり方の検討をということについてお聞きいたします。

今国会で、民主・自民・公明による「子ども・子育て新システム」の修正案が強行可決されました。この法律により、総合こども園という施設の考え方はなくなり、認定こども園を拡充する内容になりました。従来の幼稚園、保育所もそのまま残ることになりました。しかし、そのこども園、幼稚園、保育所も含めてでありますけれども、その利用に当たっては、保育料の必要性の認定を受ける、そして「長時間」「短時間」という二つの区分に分けられることとなります。その認定によって、認定こども園や保育所の利用時間が決められるということとなります。そして、認定こども園への入所は、施設との直接契約であり、保育料の設定も徴収も施設が行うこととなります。この点については認定こども園の問題として以前も指摘したとおりであります。

教育委員会は、この間中学校区ごとの委員会と市としての幼児教育、保育のあり方の委員会をつくって、それぞれ住民参加に基づいて検討はされておりますけれども、認定こども園という方針は変えられておりませんし、民間にできることは民間にというふうなことで、民営化を前提とした認定こども園のあり方の方向は変えられておりません。

私は、先ほども言いましたように、地域ごとのそれぞれの特色があるわけでありますから、認定こども園設置、民営化ありきという考え方はやめて、それぞれの地

域に根差した保育、また幼児教育のあり方を検討すべきではないかと思うわけであり、見解をお聞きするものであります。

○議長（岡田初雄君） 岡前治生議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 学校給食センターの機能集積の部分と、それから、幼保一元化の認定こども園、この2点でお答えを申し上げたいと思います。

まず、給食センターの機能集積の課題、検証委員会の報告ですけれども、この検証委員会の中で、課題として明らかになった部分もございます。そういう部分も踏まえてこれまで改善をしてきたところでございます。

検証委員会では、集積するのに当たりまして、安全で安心な給食の提供に係る課題の検証をいただいたというふうに考えております。この検証作業をこれまで行ってきたわけでございますけれども、7月23日に現場で改善点等の確認をしたところでございます。その中で概ね課題につきましては解決しておるという確認をしております。また、7月24日に教育委員長宛に先ほど御指摘いただいた報告書をいただいております。

この報告書を受けて、波賀学校給食センターの機能とそれから一宮学校給食センターの機能を集積するということにつきまして、教育委員会で現地確認も含めまして4回の教育委員会を開催して協議をいただいたところでございます。

8月27日の教育委員会で、波賀学校給食センターの機能を一宮学校給食センターへ機能を集積することについて、安全で安心な給食の提供ができるということを確認し、機能集積をすることを了とした議決をいただいております。教育委員会としましては、今後とも安全で安心の給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定こども園の御質問でございますけれども、8月10日にいわゆる「子ども・子育て関連3法案」というものが可決したところでございますけれども、その概要については、御承知のことかと思っておりますけれども、「認定こども園制度の改善」あるいは「認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である『施設型給付』及び小規模保育等への給付『地域型保育給付』の創設」、それから「地域の子ども・子育て支援の充実」、これが主な法案の趣旨でございます。特に、財政措置につきましては、「施設型給付」ということで一体化となっております。

この施設の利用につきましては、市が客観的な基準に基づきまして、保護者からの認定申請及び利用申し込みを受け、保育の必要性の認定を行い、施設の利用調整

を行うものでございます。この考え方、仕組みにつきましては、基本的に現在市が行っている保育所入所審査と大きく変わるものではない、そういうふうにご考えております。

また、入所につきましては、御指摘いただいたとおりでございます。改善前の認定こども園と同じく利用者と施設との直接契約となるわけでございます。利用者の負担いわゆる保育料については、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した、応能負担を基本としており、政令で定める額を限度として、ここが少し変わっておるところでございますけれども、市が設定するという、そういうふうになっておるところでございます。

今、この「子ども・子育て関連3法案」につきまして御説明申し上げたところでございますけれども、現行法という以上に、ある意味では市の関与等が明確にされたというような制度ではないかと、そういうふうにご考えております。子どもにとって、よりよい教育・保育を実施していく新たな仕組みとして、幼保連携型の認定こども園を目指す方向については、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

また、地域住民が望む幼児教育・保育制度のあり方を検討すべきではないかという御質問でございますけれども、まさに現在、幼保一元化の方向性という中で、各中学校区においても地域の委員会を設置していただいて、地域の子どもたちにとってどのような形の教育・保育環境がいいのかという部分について、いろいろ議論をいただいております。今後とも十分協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 今議会から発言時間が10分間削減されております。それで、私は一問一答方式をやめて、あわせて質問をさせていただきたいと思っております。

一つは、学校給食センターの関係でありますけれども、学校給食センターの検証委員会の報告書を見てみましたら、まず、1ページでは、検証委員会の設置・開催をもって給食センター機能集積に対する市民の理解を得られたことにはならない、このことがまず明記されております。

それと、最終的に1から13の検証結果ですかね、これをまとめとしてされております。この中で、それぞれの検証結果については妥当だとしつつも、このあたりが大切じゃないかなと思うんですけども、波賀地区の児童生徒、保護者の中には給食の質が低下したと感じている。これまでのように給食センター職員による食育の場

が確保されるかどうかについて不安をいただいている方々が多数いるのも事実である。括弧して、検証終了後に給食の質が落ちた、元に戻してほしいという声が聞かれ、機能集積による質の低下が懸念されていることをつけ加えておくというふうに書いてあります。それとあわせて、機能集積による給食センター職員の負担増が懸念されると。同じく検証機関の中には、大きな問題は生じなかったが、その後の質の低下が顕著である。手を抜いているのでは等の児童生徒、保護者からの厳しい意見が検証委員会に寄せられた。それにより今後の期待は大きく後退したことをつけ加えておくというふうなことを含めて報告書としてまとめられておるわけですね。

だから、そういうことから言いましたら、先ほど教育委員会としては、4回の現場確認も含めて協議して、全会一致で全くこの給食センターと検証委員会との報告書が願うところとは、全く反対の方向で決定をされておるといふふうなことになるんですけども、そういうことで本来の教育委員会の役割を果たしたことになるんでしょうか。

それで、一番最後に、今後市政において、自治基本条例や市民参画の各種制度が機能的に運用され、市民の意見を酌み取り十分議論がされることを切望すると。よりよい教育環境の整備とは逆行していると言わざるを得ない。検証委員会としては、引き続き波賀給食センターの存続廃止を含めたさまざまな地域課題を市民、行政が議論してできる場を設定していただくことを要すると。こういうふうに書かれておるのにもかかわらず、教育委員会としてそのような決定をされているということは、本当に波賀の市民の願いを全く無視しているということに繋がるんじゃないかなと思います。その点いかがでしょうか。

それと、あわせて、この間幼保一元化の関係で就学前の教育・保育を推進する委員会、それと千種と波賀に中学校区ごとの検討委員会がつくられております。それで、今、教育委員会がホームページに掲載しております一番最新の部分は、それぞれ千種の場合で第3回目であったりとか、波賀では第1回目しか出ておりません。千種の場合は4回目まで実際開かれておりますから、それが8月21日となっておりますので、その最新の審議状況はようつかんでおりませんが、少なくともこれらの議事録を読む限りにおいては、やっぱり、公立の幼稚園、保育所を民営化するということについて、すごい多くのここに参加しておられる委員の方が不安を抱いておられます。

それと、私が前にも申し上げましたけれども、例えば、一宮の幼稚園の預かり保育については、これはある委員の方が、これは認定こども園の方でいうと、幼稚園

型の認定こども園と同じやり方であると、そういうふうにやっぱりその地域にあったやり方、認定こども園に限らず、やれる方法というのがあるわけですね。ですから、そのようなことがる述べられているにもかかわらず、この就学前の教育・保育を推進する委員会の中でも、今は各部会に分かれてされているようでありませけれども、事務局はあくまで、これも議事録の中から引用しますけれども、委員さんが述べられた意見として、宍粟市が民間でできるものは民間でという方針があるのだから、民間でできる仕組みをまず考えてみようというふうなことを事務局から委員さんの声として提言をされて、公とか民とかということをいつまでやっておっても話が前に進まないから、民でできるかどうかをとにかく考えてみようというふうなことで、事務局としても軌道修正をされております。

それで、これにつけ加えて言いますと、民間でできるものは民間でできる仕組み、安心して預けられるような仕組みを提示しなければならない。そういうふうな具体的な仕組みを一つ一つつくり上げていかなければならないというふうなことで、あくまで認定こども園であり、民営化ということから教育委員会は、その目標を全く変えようとされておりません。ただ、千種のほうの議事録を見てみましたら、これはそれとは若干やわらかいことが書いてあります。これは事務局の提案として、民間保育所としていろいろ検討して市がいろいろなかわれる仕組みをつくった上で、社会福祉法人の担い手になってもらいたいというのが、教育委員会としての方針であるけれども、もし、公立でしかできないということになったら、そういう議論はしていただきたいということで、民間としてできない、難しいということになったら、公立でもというふうなこともここでは指し示しておられます。

ですから、こういうふうな事務局の答弁ということもあるわけですから、ですから、なぜその認定こども園にこだわるのか、なぜ民営化ということにこだわるのか、そのあたりのところが、それが出口でありきであるならば、せつかく住民参加のこのような委員会をつくっても、全然その住民の要望が届かないということになるわけですから、私は本当にこの住民の願いが届かないということになってしまわないかなと思うわけですね。そういうことから、この両方の問題とも内容的には、本当に住民の願いがかなうかどうか、そういう一番市としての住民参加という意味の大切な部分を含んでおりますので、私はこの件については、教育委員会としては、教育長が今言われたように、その従来の方針を変えるとは絶対言えないと思います。

ですから、私は市長に聞きたいんですけども、市長はこういうふうな二つの問題が硬直化したときに、想いというふうな形で発言をされました。そのことによっ

てそれぞれ住民参加の委員会が立ち上がることになったわけですね。それによって、今、ワンクッションを置かれて、その時点では住民の方々はある意味白紙撤回的な意味合いとして大変歓迎された方もあったと思います。私も最初そういうふうに思いました。しかし、じっくり読んでみると、住民参加の委員会はつくるけども、最終的な方向性は市としては変えないというふうなことにとどまっておいて、その現実がそのままずっと進んできているわけですね、この2つの問題について。本当にそういうことでこれから宍粟市を担っていこうと、つくり上げていこうという場合に、こういうことが前例として残って、本当に宍粟市のためになるのかどうかですね。少なくとも千種でも波賀でも請願とか陳情とか要望とか、そういう様式は別にして、有権者の過半数という大変な署名を集めておられるわけです。しかも、若いお母さん、お父さん、これから宍粟市を担っていく人たちが頑張って集めたというところに大変大きな意義があって、その願いがかなわないような宍粟市であったら、これからまちづくりの中で、いろんなことを言っただけで何にも宍粟市は市民の声を聞いてくれない。そういうふうなことの先例をつくってしまうわけですね。そんなふうな宍粟市にしては、私はいいのかということが一番申し上げたいわけです。

ですから、この問題を繰り返し繰り返し方向転換が住民の願いの方向でできるように言っているわけです。それができるのは市長しかないわけですね。今の議会の状況を見てください。先ほどの同僚議員の質問でもありましたように、幼保一元化、早く進めてください。学校給食についても早く一宮と機能統合してください、こういうふうな意見もあります。でも、一方では、私たちのように住民の意見を尊重して、きちっと住民の願いがかなう方向でまちづくりを進めてもらいたい、こういうふうな意見もあるわけですから、それが今できるのは、市長しか今ないわけですね。ですから市長がワンクッション置いて、そういう住民参加の組織までこしらえられたんですから、でも、なぜ結果にこだわって教育委員会がああいう硬直的な結論を出されるのか。それはやっぱり市長がもう一頑張りして方向転換を進める、そういうことに努力をすべきじゃないんですか、市長。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 住民の意見、住民の意見と言われていますが、反対の住民も半分おるわけですよ。だから、それがあなたが言うことが住民の意見ではないわけですよ。その点も十分御理解をいただきたい。

それから、給食センターの関係であります。これは議員、前のときも議員ですから御承知のはずですが、合併後に行政改革第1次のものででき上がっています。

それにもそういうことが入っておるわけで、そしてまた、私が就任しましてからすぐ第2次の行政改革大綱が議会にも示されました。委員会にも示されました。その中で、特にそういった記述はなかったというふうに私は記憶しておりますし、そういったものを見たこともございません。そして、今になったらということになりますと、総論賛成、各論反対なのかな、そんなことも思ったりもいたすわけではありますが、しかし、そういう中で、私が就任したときに、給食センターの集積をやるということを知っていて、あちこちからいろんな話が入ってまいりました。

私も私なりに調べてみますと、なかなかその説明、上のほうでは説明があったらしいのですが、下のほうにないんだということで、それでは教育委員会、お手数ですが詳しい説明をしていただくほうがいいんじゃないかということで、説明に入ったわけであります。そうしておりますと、その中で反対が出てきたと、それは2,600人の署名であります。その署名の表に何が書いてあるか、これは衛生法上になってないやないかと。あるいはいろんな機能が十分できるのかとか、味が落ちるんじゃないかとか、いろんなことが書いてあります。そういうことであるんなら、検証をしたらいいんじゃないかと、そしてまた検証をすべきであるだろうということで、検証を行っていただいたところでもあります。その検証結果についての概要報告は、私受けておりますが、最終的な取りまとめについては、私もまだ聞いておりません。そういう中で、それらを聞いてしかるべき対応をしてまいりたいと、このように考えています。

それから、幼保一元化につきましても、これは後でまた、一般質問が出ておしかりを受けるのか、そこらもあるわけですが、これについても皆さんは十分できるんじゃないかというようなことだろうと思いますが、十分にまだできていなかった。そして、今いろんな角度で検討してもらっておりますが、まだ、民間といいますか、法人の業者、いろいろやってもらっている法人につきましても、あるいは委員の方もまだそうした意味がわかっておられないような状況であります。

しかし、徐々にそうした理解をされている意見も出てきておるということを考えてときに、やっぱり反対の人も賛成の人も一緒になっていろんなことを考えながら結論を出していただくことがいいのではないかと。そして、その意見は、先ほどからも出ておりましたように、教育委員会のほうでは12月を目途にということで、今やっていただいておりますから、それを待ちたいというふうに思います。

そして、こういうことが将来の宍粟市にマイナスになるというんだったら、何もやらないで、強引にすぱっとやったほうがいいかもしれません。しかし、そうじゃ

なしに議論をいろいろしながら、理解をすることは理解をし、少々不満でもこれは大事だなということになればそうしていったりとか、いろいろしなきゃならんわけですから、その点を十分考えてお願いをしたい。

また、この民営化ということにもう一番悪のようには言われておりますが、地域の特性を生かすということになれば、公立よりむしろ民のほうが地域特性は生かせるんじゃないかな。公立であれば、波賀町の一番北のほうでも、あるいは山崎の一番南のほうでも同じ質の同じ程度のものをやらないと、また問題があるんじゃないかな。しかし、民になりますと、ある程度というより、かなり柔軟性がありますから、そういう点ではというようなこともあります。そこら辺のことも民の役割、公の役割、今持ってもらっています委員会の中で十分議論をしてもらうことが大切だというふうに私は思っております。

したがって、今こうしたことが将来の宍粟市に悪い影響を与えるなんてことは私は一言も思っておりません。むしろ今過渡期であるというふうに思います。みんながいろんな議論を闘わせながら、一つの目標にたどりつくのと、こういうシステムが非常に大事だということを申し上げて、私のほうは答弁を終わります。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 一つ申し上げておきたいのは、行政改革大綱については、議会の議決事項じゃありませんから、そこでいろんな意見は本会議で述べることは多分できなかつたと思いますよ。それは市長も当然御存じやと思います。ですから、それはあくまで行政改革大綱として市がつくられたものであって、それに議会側も同意しているわけではない、そのことだけはよく御承知おきください。

それで、私が言いたいのは、要は旧町でいう波賀町とか千種町とかであったとしても、その地域の有権者の方の半数以上が署名をされて、このことはやめてくださいと、こういう方向に変えてくださいというふうな願いを地域を挙げて出されたことに対して、それを聞かないのであれば、それは何のための市民の行政ということになるんですか。大分以前にも申し上げましたけれども、自治基本条例の中で、基本原則として市民参画の原則、市民が重要な決定に主体的にかかわることにより、まちづくりに市民の意思を反映すること、市民協働の原則、市民が相互に協力してまちづくりに取り組み、市議会及び市の執行機関がそれぞれの権限を行使し、市民の意思を実現する責任を負うこと、こういう基本原則をうたった自治基本条例をつくったわけですよ。その自治基本条例をつくった張本人である市長として、私はあの想いを発表せざるを得なかつたんじゃないかなと、私は思います。

私にしてみれば、本来は市長が想いを発表するまでもなく、当然、議会のほうにも請願・陳情が出てきたわけですから、私は、議会がそれを市長の考え方を改めてくださいというふうなことになるのが、通例でありますけれども、残念ながら私たちの今の議会はそうっておりません。その考え方を改めてくださいというのが、残念ながら少数派であります。

そういうことでありますから、今言いましたように、公選である私たち議会、そして市長、それを換えようと思えば本当に市長にしか今はできないわけですね。ですから、そのことを本当に市長が正面から受けとめて、このことには当たっていただかないと、本当に将来に禍根を残すことになります。その点どうですか。私は本当に署名すること以外、市民として意思表示することできないんですよ。このことを無視していいんですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） だからこそ、大切に考えて、そうした協議会なりを何とかつくってもらえませんかということで、市長の思いとして提案をしたわけですから、それを今やっているわけですから。そして、今おっしゃるように、ひっくり返すことが民意を反映したとは、先ほども言いましたように、賛成の人もあれば、反対の人もあるわけですから、それを中立的に采配されるのが、今おっしゃったように議会なんじゃないんですか。

以上、申し上げておきます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） その中立にと言われますけども、私はその中立にというのがよくわからないんですけども、議会はその中立にどうのこうのという、それぞれ議員一人一人の立場がありますから、その議員も公選ですから、いろんな立場で出てきておられると思います。それで、何回も言いますけれども、地域住民の過半数の署名の重み、このことを全く捉えないで、全く捉えないという言い方はひどいかもしれませんが、結果的にせっきく地域住民参加の検証委員会なり、そういう委員会をつくられたのに、それを結果的には、今教育委員会が言われたように、学校給食については検証結果も踏まえて廃止で全員一致で決定した。そして幼保一元化については、あくまで認定こども園ありきで民営化というか、社会福祉法人にその委託を任せるというふうなことになっているわけですね。ですから、そこで変えられるのは市長しかないわけですから、その点きちっと市長としての責任を果たしてもらおうように私は申し上げまして、質問は終わりたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、私はきちっとした責任を果たしたというふうに思っていますが、まだ結論が最終的にはあるわけですが、そういった皆さんの声に応じて検証委員会なり、あるいはいろんな協議会をつくっておるわけですから、応えてない、何もやってないというのは、ちょっと失礼な言い方じゃないかと、このことを申し上げて終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、14番、岡前治生議員の一般質問を終わります。

これをもって、各会派からの代表質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 2 時 30 分まで休憩いたします。

午後 2 時 1 8 分休憩

---

午後 2 時 3 0 分再開

○議長（岡田初雄君） 再開前に御報告を申し上げます。

藤原正憲議員から早退する旨、届けが出ておりますのでお知らせいたします。

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

16番、小林健志議員。

○16番（小林健志君） 16番、小林でございます。議長の許しを得ましたので、一般質問を行います。

私の質問は2件でございます。

まず、初めに、しーたん通信について。

音声お知らせ装置のふぐあい対応状況につきまして、平成24年8月7日現在、総務委員会より報告がございました。配置の戸数ですが、1万3,787戸の中、ふぐあい申込戸数が205戸、そして265戸という数字も出ております。ふぐあいについては、順次メディアトライが交換作業を実施しているとのことです。1万3,787戸のうち265戸がふぐあいということは約1.9%であります。商品として扱えるのか、疑問であります。

ここで、委員会の報告では、7月20日、それから7月27日までの数字が265のふぐあいというふうに出ております。前回の議会で、3月議会です、答弁の中で、2月24日現在で552件のふぐあいと聞いております。これ合わせますと917件、パーセントでいいますと6.65%ということになります。本当に商品として扱えるのか、疑

間でございます。これまでに伺いましたメディアトライとの保証・瑕疵担保責任についてどうなっておるのかお伺いをいたします。

これまでの答弁の中では、ふぐあいが解消したと宍粟市とメディアトライが了承した日から1年とするという協議確認書を締結したところでございますというふうにお聞きをしております。

続きまして、公共交通についてお伺いをいたします。

市民の方々の移動手段として利用されていますもしもしバス、もしもしタクシーともあります。私の家の前には、もしもしタクシーの停留所というふうに書いてあります。防災センターではもしもしバスというふうに書いてございます。もしもしタクシーの検証会報告によりますと、利用者が非常に少なく河東線1.1人、葛沢線2.3人、土万線1.4人、今後は運行の廃止の検討も視野に入れているとのことでございます。それでは、数少ない利用者でございますが、大変困るわけでございます。何とか別の策を考えるか、このまま利用をさせていただくか、考えていただきたい、このように思います。

私ども先日、市政会の視察ということで、公共交通について京丹後市の路線バスの再生の視察をしてまいりました。ここで、京丹後市の案でございますが、少し触れたいと思います。

公共交通対策プロジェクトチームをつくる。自由な意見を言い合える場をこしらえる。

乗ってくださいと市民にお願いをして、1回乗ってもらってもそれが続かなければ意味がない。

放っておいても乗ってもらえるだけのネタを仕込まないとだめ。

どうせ悪くなるのであれば、開き直って攻めに出よう。だめなら仕方がない。

我々もまずは乗らなければ。とにかく楽しいプロジェクトにしよう。こういう意見が出ておりました。

そして、工夫といたしまして、低額運賃の導入、最大運賃がこれまで1,150円のところを上限200円にいたしました。

さらにお得な回数券の販売窓口の拡大、この回数券をバスの車内であるとか、市役所の窓口でも販売をしております。

利用者アンケートの実施。高校生、老人会との対話集会の実施。パターンダイヤの導入。利用者ニーズに基づくダイヤ改正。路面図入りのバス時刻表の発行。全ての公共交通情報の網羅。広報紙面での継続した宣伝、ホームページの充実。高校生

ボランティアでのバス停づくり。こういった工夫がございます。これはほんの一部でございます。

そこで、私は、宍粟市にもスクールバスの導入を考えていかなければならないんじゃないか、このように思います。既に、波賀町であるとか、蔦沢の中学生はバスで送り迎えをしておりますが、小学生、本当に遠く歩いて通っておる子どもがおります。あるお話でございます。12月の朝6時半に小学生が国道端で歩いておりました。警察のパトロールカーがその小学生を見つけて声をかけたそうです。いわゆる子どもは、朝早く登校しないと間に合わないわけでございます。12月の6時半といいますと、少し薄暗いです。その時間に家を出て登校しなければならない。そこでパトカーに声をかけられたというお話がございます。早く出ないと本当に間に合わないという小学生が数多くおります。宍粟市は、このような小学生がたくさんおるために、スクールバスを含めた公共交通のあり方も考えるべきだと思います。市としてのお考えをお伺いいたします。

まず、1回目の質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 小林健志議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 公共交通についてお答えを申し上げたいと思います。

京丹後市の状況について御案内がございました。数少ないコミュニティバスといえますか、路線バスでございますけれども、成功例の一つじゃないかというふうに我々もいろいろ勉強させていただいておる状況でございます。

ただ、違いますのでは、京丹後市は全線路線バスでございます。宍粟市の場合は、路線バス、コミュニティバス、スクールバス、その他いろんな手段をとっておるといことも考えていかなければならないなというふうにも考えておるところでございます。

もしもバスを含みますコミバスの状況につきましては、今、議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。前段に、市内の公共交通の状況を少し市の補助的な財源的なところも含めまして御案内をしたいと思います。

今、市内の公共交通につきましては、運行业者いわゆる神姫バスによります路線が9系統14路線ございます。大部分が赤字でございます。それ以外の市が運営したり、地域の努力で運営いただいておりますコミュニティバス路線が5系統ございます。それに対しまして、市は平成23年度ベースで約5,400万円程度補助金を支出をしている状況でございますし、その中でコミュニティバスの5系統に対しては

1,180万円程度の支出をいたしておるところでございます。これをコミバスで年間乗客数を調べますと、延べ7,876人となっております、1,180万円を割りますと、1人1回あたり約1,500円程度の補助経費を支出しておるという状況でございます。

お尋ねがありましたもしもしバスの運行方法等の検証・検討につきましては、平成23年度中には、もしもしバスの検証会議を4回、あるいは地域公共交通活性化協議会を6回開催をいたしまして、それぞれ地域の方々を含めいろんなことを検証をしていただいて、検討課題も詰めておるところでございます。その中で、実施しましたことは、一つは、しーたん放送を利用いたしましたPR、あるいは各戸チラシによるPR、それから運行バス停の増設、それから地域のニーズ調査、これにつきましては、自治会ごと、あるいは高齢者が御利用いただきますお達者クラブ、あるいは乗客、それぞれ利用者等にもニーズ調査をいたしておりますし、議会でも御案内がございましたように、デマンド定期運行に変えたこともございました。

しかしながら、結果としてはなかなか乗車人数が増加しないということから、検証会議でも費用対効果の面も考えまして、1便あたり1.5人以下となった場合は、減便、ダイヤ改正、あるいは運行主体を住民主導型に変えるなどの案を考えている状況でございます。

当然、公共交通を守るということは、地域活性化を守るということにもつながりますので、大切なことだと認識をして市も努力を重ねてまいりたいと思っておりますけれども、京丹後市と同じように、やはり地域の皆さんも乗って守ろう、みんなで守り育てる公共交通という意味からも御協力いただきたいというふうに考えております。

いずれにしても、なぜ乗る人が少ないかのその原因をつかんで、その解消に向けて努力をしたいというふうに考えておりますけれども、結果的に要望の声は大きいが必要が少ないということでは、正しい施策にはつながらないというふうに考えております。

一方、外出支援、いわゆる高齢者や障害者のための移動手段、これにつきます費用は、平成23年度が約6,000万円程度でありましたのが、平成24年度では8,000万円程度に膨れる状況でございます。こういったことと、今、御指摘がございましたスクールバス利用についても、あわせて検証をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） スクールバスの導入についてという御質問についてお答えを申し上げます。

教育委員会といたしましては、児童生徒の安全な通学を確保するということは大前提でございます。そういう意味では、非常に広い校区を持っておる宍粟市でございます。遠距離通学対策として、一定の距離基準等をもってスクールバスの導入が必要であるという、そういうふうにご考えております。

ただ、公共バス等の運行経路というものがございますので、地域の公共交通との整合性の観点を図りながら、あわせて児童生徒についても通常の学校生活に支障のない範囲で、公共バス等との調整を図っていくという、そういうふうにご考えておるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 私のほうからは、しーたん通信についての御質問にお答えを申し上げます。

この音声お知らせ装置のふぐあいにつきましては、平成21年度以降、御意見のとおり、次々と電池から液漏れがするとか、声が小さいとかいうようなふぐあいの御意見をいただきまして、多くの皆さんにご迷惑をかけまして申しわけないと思っております。

このようなふぐあいがたくさんあることから、早急にふぐあいの解消をし、各種行政情報を的確に市民の方にお知らせができるように、今回、自治会長さん方の御理解のもと、全世帯を一斉に調査を行ったところでございます。

この結果につきましては、先ほど御意見があったとおりの状況でございまして、そのふぐあいについて、現在でございますが、約93%に当たります190件を既に取り替え修理を完了しております、各家庭の在宅等の事情もございまして、近々に全て完了するものと思っております。

このふぐあいに対しまして、業者への補償等の責任、これも先ほど御意見がございましたように、平成23年1月17日に協議確認書を取り交わしまして、瑕疵担保期間の延長でございますとか、取り替え修繕費用の全額業者負担及び今後の保守管理契約の方法等、責任の明確化を図っているところでございます。

このことによりまして、具体的な業者へのペナルティーというようなことにつきましては、当初どおりうまくいっておれば、平成23年の4月から保守管理委託契約をいたしまして、保守管理料を支払うということでございますが、先ほどの契約からいきまして、1年間の担保期間を設けるというようなことから、早くても平成25年度からしか保守管理料を払わないということで、責任の明確を図りながら適切な運行を図りたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 16番、小林健志議員。

○16番（小林健志君） まず、初めに、しーたん通信について再度お尋ねをいたします。

ふぐあいの内容なんですけどね、6月27日から7月1日までに、全戸配布でいわゆる点検をしてくれというところでございます。このことにつきまして、265ですかね、その中で内容が、試験放送終了後に地域放送再生ランプが点灯していない、それから、地域放送再生ボタンまたは定時放送再生ボタンを押しても放送音声流れないと、放送音声にぶつぶつと音が連続して入る、音声の途切れですね、電源ランプが点灯している、その他、いろいろまだあるそうでございます。

これが、平成23年12月のときに、こちらのほうと重複する点があるかもわかりません、少し横文字で書いてありますんで。ふぐあいの原因調査ということで、チューナー、ICの不良、電源回路の不良、スピーカーアンプの回路の不良、コネクタの接続不良、ダイオードの故障等、こういうふぐあいの内容が出ておるんですよ。ということは、この機械はどこもめげるといことじゃないですか。ふぐあいじゃないですか。この一部のところだけがふぐあいになるとか、普通の電化製品なら点検場所とかスイッチとか、そこだけがちょっとおかしいなというふうな形なんですけど、この答弁の中と、それから委員会からの報告を見ましたら、この機械はどこがふぐあいになるかわからないというふうなふうにとってもいいんですか。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 機械でございますので、ある程度消耗とかもあると思いますが、もともとの私どもの確認しております原因については、平成21年の3月の時点で、いわゆるリーマンショックが起きまして、世界的に部品の調達が非常に難しくなったというようなことで、そのうち1万4,000台のうち2,500台相当分が外国の部品を入れたというのが一番の原因だというふうに聞いております。

ただ、2,500台全てがこうでというんじゃないしに、その中の部分的にいろいろな先ほどの弊害が出ておるといことでございますので、ただ、その分を全部取り替えるということを検討したわけでございますが、なかなかこの機械がその分だという、納品後のことございまして、特定ができなかったということで現在の対応をしているところでございます。

○議長（岡田初雄君） 16番、小林健志議員。

○16番（小林健志君） それで、いわゆる部品がそろわないというふうにとってもいいわけですよ。それを承知でこの器具を購入したというふうに考えますよね。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 部品がそろわなかったということではございません。部品はそろったんだけど、調達先が異なったことによって、その部分が大多数不良品の発生した可能性があるということでございます。

○議長（岡田初雄君） 16番、小林健志議員。

○16番（小林健志君） そういうことがわかっておりましたら、そういうことも含めた瑕疵担保責任というのをとってもらいたいと思うんです。

市とそれからメディアトライとが承認して、これでいいなというのが本当にこれ出ないんじゃないかなと思うんですよね。そのことが非常に前々から、これ3回目の質問なんですけども、本当に心配なんです。何年たっても市なり、そしてメディアトライが無償交換してやろうということでしたら、これはいいわけなんですけど、貸担保期間が切れてから故障した人は本当に困るんじゃないかと、この心配をしておるんで、その辺のどこの、どういうんですか、介助いたしますか、をお聞きしたいんです。

○議長（岡田初雄君） 企画総務部長、清水弘和君。

○企画総務部長（清水弘和君） 先ほど申しましたように、機械でございますので、いつまでということは保証は多分できないと思います。現在、考えておりますのは、各家庭に更新配置をいたしましてから1年間故障がなければ、とりあえずふぐあいは解消した備品だというふうな期間を設けて対応することにしておりますので、現実的に市に金銭的な被害なり、また個人に直接の被害が及ばないようにということで、交渉をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 16番、小林健志議員。

○16番（小林健志君） 続きまして、公共交通に移りたいと思います。

今、副市長並びにスクールバスの関係で教育長のほうからも御答弁をいただきました。この検討委員会で、いろいろ意見が出ておりますが、利用促進策ということで、定期便の運行をしてほしいというのが54.7%、それからダイヤ改正、運行ルートの変更をしてほしい、これは乗っておられる方の意見だと思います。いわゆる目的地から防災センターまでの距離が非常に遠い。病院や店舗にバス停が設置してないもので、設置してほしい。この中に、利用しない理由という中に、定期的に運行してほしい。いわゆる利用している人、利用していない人、このちょっと重複したところがありまして、やっぱりきちっとダイヤをしっかりと、こういうふうに乗っていますよというふうなバスが非常に乗りやすい。電話をして、いついつ乗りま

すから来てほしい、この時間に来てほしいというよりも、この時間に走っているな  
というようにそういうのがやっぱり非常に乗りやすいんじゃないかなと、そういう  
ように思いますけど、その辺のこと。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 特に、定期便のことの質問じゃないかと思います。定期便  
のことにつきましては、昨年度もいろいろ實友議員からも御質問いただきまして、  
一定期間定期便を運行しました。結果、一部、たしか葛沢路線が少し増えたぐらい  
で、あとは同じ状態であったというふうに考えております。

そういう状況から乗車人数が増えないし、経費の面から見ますと、やはり、デマ  
ンドで運行するほうが選択肢としてはベターなのかということで、今、デマ  
ンドに戻しておるわけでございます。

前回でしたか、議会のほうでも御指摘をいただきましたので、今、定期運行につ  
いて、もう一度検証をしまして、どういう状況で定期運行をすれば、乗車数が増え  
るかということもあわせて検証いたしておりますので、もし今後地域の要望の声が  
大きいような状況になれば、検証委員会の中でいろいろ議論をいただきながら、再  
度定期便の復活もあり得る状況にあるということでございます。

○議長（岡田初雄君） 16番、小林健志議員。

○16番（小林健志君） 副市長の方から、そういう定期便のことを考えていただけ  
るような趣でございます。初めに200円のバスの利用というのを申し上げました。  
7人乗っていわゆる200円、700円払って2人だけ乗ると、そういうふうなことも出  
ておりました。どちらがいいかと。同じ金額なんですけど、やっぱり、7人乗って  
200円のほうが私はいわゆる活性化になるんじゃないかなと、このように思います  
ので、その辺も含めて定期便のこと、またお願いしたいと思います。

そして、スクールバスにつきまして、本当にそろそろというのか、やっぱりスク  
ールバスが必要になるんじゃないかなと、これから。隣の佐用町ですけども、私、  
仕事柄、海内のほうに行っておりました。ほな、バスが来まして1人だけ乗って  
るんですね。あの子うちの自治会村では1人だけしか中学生がおらんのやわと。そ  
の子をやっぱり丁寧に送ってきてくれるんですよ。そういうシステムが、他町、  
隣の町ではあるんですけど、やっぱり宍粟市もそろそろ考えていただいてもいいん  
じゃないかなと、このように思いますけど、どうですか。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 今、いわゆる通学路の点検等も行っております。いわゆる

登下校の安全・安心というのは、非常に大きな課題でございます。そういう意味では、広い宍粟市でございますので、子どもたちの安全・安心、それからあわせて遠距離通学対策としては、基本的に宍粟市はこれからスクールバスということを考えていきたいとそういうふうに考えております。

また、学校規模適正化等の関連もありますので、そういう中でもいわゆる遠距離通学対策として、スクールバスというふうに考えておるところでございます。

ただ、いわゆる公共交通バスとの整合性という部分がありますので、そういう部分、いわゆる学校の教育に支障が出ない範囲の中で、そういう調整もあり得るのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 16番、小林健志議員。

○16番（小林健志君） ちょっと、後先しますけども、もしもしバスについて、市内の65歳以上の免許証の保有者ですね、これが65歳から69歳までが2,096名、70歳から74歳までが1,649名、75歳から79歳まで1,296名、80歳から84歳までが789名、85歳から89歳までが246名というふうになっております。

我々ももう60も超えまして、もう先々それこそ車による乗らん時代が来るんじゃないかなと、このように思います。そして、非常に人数も多うございまして、できることなら本当にお年寄りが安心して車で運転しなくてもバスに乗ったらどこへも連れて行ってくれるというふうな時代が来てもいいんじゃないかと、こういうことも思っておりますので、視野に入れて考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 少しだけお答えをしたいと思います。免許保有者数もつかんでおりますので、そのこともいろいろ検討をしたいと思います。ただ、お尋ねの京丹後市の200円にしたということで、乗客が増えたという大きな原因になったということを聞いております。

ただ、宍粟市の場合は、今、もしもしバスは路線バスの1.2倍の料金をいただいております。それが高いか安いかはまた議論はありましようけども、ただ、コミュニティバスだけ、このように200円とするわけにはなかなかいかない状況があるということです。といいますのは、並行して神姫バスも走っておりますので、住民の公平性からいいますと、神姫バスに乗る料金がなくて、コミバスが極端に安いというわけにはいきませんので、その辺のことも議論したいというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 16番、小林健志議員。

○16番（小林健志君） ちょっと時間がありません。もうやめようかなと思っていたんですけど、神姫バスも路線バスもいわゆるコミュニティバスと同じような料金で、やっぱりやっていただいて、神姫バスにたくさん乗っていただいて、やっぱり、補助をいわゆる出して、一緒にしてもらわないかんと思うんですよね。当然、神姫バスが高くて、コミュニティバスが安かったら、神姫バスに誰も乗らんようになってしまうんでね。その辺はもうしっかり考えていただいて、200円にするか300円にするか、そういうふうなどこから乗っても値段は安いんやと、乗りやすいんやと、そういうふうなことを研究していただきたい。最初に言いましたように、プロジェクトチームをこしらえて、何とか工夫して、そして乗りやすい、市民の足はもう市が守ろうというふうな考えでおっていただきたいなど、このように思います。

終わります。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 言いましたように、5,400万円程度支出をいたしております。これがどういうふうな効果を、費用対効果のことも真剣に考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（岡田初雄君） 以上で、16番、小林健志議員の一般質問を終わります。

続いて、12番、高山政信議員。

○12番（高山政信君） 12番、高山でございます。議長に発言の許可をいただきましたので、通告書に基づき質問をいたします。大きく分けて3点の質問をしたいと思います。

まず、若者定住促進についてであります。

本市においても、少子高齢化が進行しており、高齢化率は28.6%となっており、平成23年度の出生数は305名で、合併時から54名の減。20年前と比較しますと200名余りの減となっております。総人口では、6,000人弱の減であります。中でも若年層の減少は著しく、地域の活力の低下、財政上においても住民税等の減少はもとより、社会保障、扶助費等への影響が懸念されております。若者が安心して生活をして、子どもを生み育てられる環境の整備をより図っていかねばなりません。

そこで、若者世代の定住促進、人口減少に歯どめをかける施策について伺います。

これまでに何回か質問してまいりましたが、生活の安定を図る上において、雇用の場の確保が最優先であります。常に御努力はいただいておりますが、さらなる取り組みが望まれます。現状をお伺いをいたします。

2点目ではございますが、宍粟市民誕生祝記念品にしーたんバスタオルの贈呈をするとのことではございますが、よいことではございますが、もっと思い切ったことをお考えいただきたい。例えば旧千種町で行っておりました子宝祝い金制度、また、花嫁祝い金制度のようなものをお考えいただければいかがだと思います。

他町から定住をしていただくことは、人口増に繋がるが、過去5年間で何人の方が定住されたのか。内外問わず本市の定住、子育て支援策の広報はしっかりとできていると思われませんか。また、ホームページを見ますと、他の自治体と比較をいたしまして、少しインパクトに欠けていると思いますが、いかがでしょうか。

続きまして、日本一住みやすい、住みたい市を目指してはと題しまして、伺いをいたします。

難読市名西の横綱宍粟市も知名度のアップには繋がっていますが、さらに上を目指してはいかがでしょうか。日本一住みたい、住んでみたい市の横綱を目指しての取り組みについて伺います。

世界で一番幸せな国はブータン国であるそうであります。日本の47都道府県の中で、一番幸せな県は福井県だそうです。ちなみに兵庫県は45位で下から3番目である。福井は歴史、伝統、文化、自然環境に恵まれており、農林水産業が形成され、評価に繋がったものと思われまます。東洋経済が住みよさランキングを公表しております。それぞれの市が持つ、安心度、利便度、快適度、富裕度、住居水準充実度の項目について評価し、ランキングするようであります。1位は千葉県の印西市であります。兵庫県では21位に芦屋市、36位に宝塚市、39位に三田市が入っております。本市は、県内では何位に位置しているのか。また、上記に示した5項目につきまして、採点はどうか5段階でお示しをいただきたい。

最後に、観光行政についてであります。

指定管理者制度の導入から8年が経過し、本市においても30施設があり、それぞれの施設で御努力をいただいておりますが、全国的に指定管理者制度の問題点が指摘され、そのあり方が見直され、改善が図られていますが、近年の経済状態、入り込み客の減などにより、厳しい経営となりつつありますが、効果的に運営が図られていますか。それらの検証を伺います。

1点目でありますが、観光基本計画の策定が進んでいますが、その核となるものは何のかお教えいただきたいと思ひます。

2点目、山崎のさつき、花菖蒲、千年藤、千町の岩塊流、音水湖のカヌー、また秋の紅葉、冬場のスキー等、年間を通しての観光ルートの確立をお考えいただきたい

いが、いかがでしょうか。

3点目、ちくさ高原に九輪草の群生地が発見されたことは御存じだと思いますが、また、市長も足を運んでいただいたようでございますが、宍粟市の宝として保護・保存をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

最後の4点目でございます。

ここで、市長、お願いがございますが、お許しをいただきたいと思うんですけれども、市長によりわかりやすく知っていただくために、ちょっと函館山から記念品をもらっておりますので、市長の手元に届けてもよろしいでしょうか。

○議長（岡田初雄君） はい、どうぞ。

（記念品提出）

○12番（高山政信君） それでは、私たち創政会は、7月22日滋賀県高島市の函館山スキー場を視察をしてまいりました。目的はスキー場施設の夏場対策のあり方があります。

当スキー場も立地的条件もあり、冬季は7万人の入り込みである。夏場の雇用対策としてグレンデにユリを53万株、250万本の花が咲き乱れております。また、眼下の琵琶湖とマッチングし、すばらしい景観となっており、夏場には50日で12万人の来場者があるということでございます。1日平均2,400人、また多い日には8,800人の入り込みがあるそうです。近隣の道の駅などにも多大な効果を上げております。市花「ささゆり」にちなみ本市にも取り入れてはいかがか。ちくさ高原スキー場への植栽計画も聞き及んでおります。市としての今後の取り組みについてお伺いをいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 高山政信議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、高山議員の質問にお答えをいたします。

私のほうからは、観光行政についてお答えをいたしたいと思っております。

先ほど御質問の指定管理施設の経営に係る検証でございますが、御承知のとおり、施設の設置目的が文化の向上・スポーツ振興・地域振興など、それぞれの違った目的により施設が設置をされており、収益のみで判断することは難しいところもございまして、厳しい社会情勢の中で、平成23年度末において赤字決算となった施設もございまして、各施設とも経費を最小限に抑えるなど、経営に対する努力をしていただいておりますが、今後市としても協力体制で少しでも安定した経営状態になるよ

う努力をしてまいりたい、また支援もしてまいりたいと考えております。

次に、策定中の観光基本計画の核は何かという御質問でございますが、昨年度制定をいたしました「ふるさと宍粟観光条例」に位置づけております「プラットフォーム」の構築ではないかというふうに考えております。イメージとしましては、総合的な宍粟のおもてなし案内所というところだというふうに思います。また、もう一つ挙げるとしますと、多くの委員さんから貴重な意見をいただくこと以外に、今回外部、あるいは若者の視点を盛り込むということで、県立大学の学生と市内の山崎、伊和、千種高校の生徒にレポーター役をお願いをして、自ら企画した1泊2泊の体験ツアーを通しての意見を盛り込むことにしております。9月8日には、その報告会があるということで、楽しみにしているところでもございます。

次に、宍粟の豊富な観光資源を生かした年間を通しての観光ルートの確立をということではありますが、実は観光基本計画策定委員会でも、あのリクルート社の「じゃらん」の社員を招いて講習会を開いたところでもございますが、そういうルートの提供ということは非常に重要であるというような御意見もいただいております。おすすめプラン、おすすめのルート等の企画をして、観光客に情報提供していきたいと考えているところであります。

また、そのようなルートで旅行会社にツアーを組んでもらい、少しでも多くの人に宍粟を訪れていただこうと、現在、観光協会でも果敢にアプローチを行い、現にコースの下見をしていただいたところもあります。旅行会社が使えると判断したルートは他社にも広がると思っていますので、そういったことも実現に向けて努力をしてまいりたいと思います。

最後に、ちくさ高原スキー場の夏場対策と九輪草の保護・保存についてでございますが、これにつきましては、現指定管理者による夏場対策ということで、ユリ園として活用したいということで、現地で私もその話を聞きながら検討をしてきたところでございます。ちくさ高原におきましては、過去にもテニス、あるいはパラグライダーなどの夏場対策を講じ、最近ではポールウォーキングなどの取り組みも展開をしているところですが、いずれも大きな集客には繋がっていないのが現状であります。今回、提案のありましたユリ園としての活用は、スキー場としては画期的なものであり、民間企業の活力を生かせる指定管理者制度によるたまものというふうにも言えるのかなというふうに思います。少しでも花のイメージをつくれるよう、今後はしそ森林王国の事業でラベンダーの植栽等もあるわけではありますが、秋には、同事業で芝桜を1万株植えるということになっております。また、周辺の

九輪草の群生も保護・保存を行うべく具体的な対策を協議しております。それらを含む周辺との連携なども夢が広がるところでございます。

ただ、単発でなしに、春、夏、秋といったように連動して、やっぱりそういったことができるようなことが必要ではないかなというように思っております。ただ、こうしたことの実現には、夏場のリフト運転の許可が必要となりますので、今後、詳細な計画を立ち上げられた中で、市として支援策等一緒に協議をしてみたいというふうに思っております。

その他につきましては、担当部長からお答えいたします。

○議長（岡田初雄君） まちづくり推進部長、西山大作君。

○まちづくり推進部長（西山大作君） 私のほうからは、議員御質問の日本一住みやすい、住みたい市を目指してはということに対して、お答えをしたいと思います。

大きく分けまして2点。議員御指摘のこの「住みよさランキング」の東洋経済新報社、これの調査の数字を御確認いただいた上での質問じゃないかと思っております。ここでの宍粟市の総合的な順位、あるいは続きまして、この基準を利用すれば、宍粟市が5段階の採点でそれぞれ何点になるのかなと、提示をしていただきたいというような質問じゃないかなと思っております。

まず、先ほど言いました東洋経済新報社が発行しております都市データバンク2012でございますけども、これは、宍粟市の「住みよさランキング」調査時点で全国788の市、あくまでも市だと思っておりますけども、その中で「住みよさランキング」の総合順位は547位、昨年が598位でした。そのランキングの採点の指標となる大きな項目が五つございまして、安心度は496位、利便度は612位、快適度が732位、富裕度が584位、それから居住水準の充実度は16位というふうなランクになっております。

議員御指摘の日本一住みたい、住んでみたい市の横綱については、先ほど申し上げましたランキングの採用の指標なのか、あるいはまた別の判断基準で判断をするのか、明確な判断は今難しいというふうに思っております。

ただ、市といたしましては、策定しております総合計画等を中心に、現在の取り組んでいるまちづくり各種事業中心の自治基本条例の趣旨にのっとりまして、市民の皆様方とともに住みよいまちづくりに、それぞれ汗を流すことが住みやすい宍粟市への取り組みの第一というふうに基本的には考えております。

また、このランキングで、兵庫県下の順位ですけども、単純に見れば宍粟市は27位というふうになっております。採点の指標となる5項目についてご段階で示せと

ということですが、採用されております指標が、例えば安心度の項目で見ますと、病院・一般診療所の病床の数、出生者の数、介護老人・福祉・介護老人保健施設の定員数、この3項目で判断をするというような項目になっております。安心度をこの三つの指標に基づいて採点し、果たして正確な評価と言えるのかなという一つの疑問がございます。

今、現在、住んでおられる方がそれぞれ住んでよかったというような意向の調査等も含まれておりませんので、どうかなというふうに疑問を持っております。したがって、このような指標に基づく5段階評価を行うことは行政といたしましては、より正しい評価ができるのかなという判断をいたしかねますので、今回評価をしておりません。御理解いただきますようお願いをしたいと思います。

また、このようなランキングは、基礎となる統計データ、その他引用された文献及び地方公共団体からの提供データなどによって、順位もそれぞれ大きく異なる場合があるんじゃないかなというふうにも思っております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） それでは、お答えをいたします。

しーたんのバスタオルにつきましては、生まれてきた赤ちゃんが宍粟市民の一員になったことにお祝いと歓迎の意を込め、市民誕生祝の記念品として制作し、8月より贈呈をいたしております。

平成18年度より贈呈をいたしておりました宍粟材使用の写真立てに代わるもので、県の安心子ども基金を活用しまして、しーたん体操を制作した経緯等から、よりしーたんに親しんでもらいたい、こういった意味も込めております。

議員御提案の千種町の子宝誕生祝い金・花嫁祝い金・また波賀町子育て支援金につきましては、平成20年4月1日から各条例を廃止しまして、それに先立ちまして、「宍粟市少子化対策事業助成条例」を平成19年4月1日から施行をいたしております。

この条例の目的は、「家庭や子育てに夢を持ち、子どもを安心して生み育てることができる環境を整備し、未来に夢と希望が持てる宍粟市の実現を図ること」といたしておりまして、乳幼児等医療費の助成事業、特定不妊治療費の助成事業、妊婦健診の助成事業等、七つの事業を実施をいたしております。

また、宍粟市では、「みんなで子育て、子どもが輝くまち」これを合い言葉に、第2次宍粟市少子化対策推進総合計画「しそう子ども・子育て応援プラン」、これ

を策定いたしましたして、子育てをみんなで支え合うまちづくり、安心して子どもを生み育てることができるまちづくりの実現を目指しております。

今後の子育ての支援事業の方向といたしましては、これまでの少子化対策といった行政の視点から、子育て中の当事者の目線へシフトして、「子どもと子育てを応援する」、こういったことを第一に考え、子どもの健やかな育ちや子育て環境の整備に主眼を置いた「伴走型の施策」を展開していきたいと考えておりまして、効果や実効性、さらに真に喜んでいただき、支援につながるもの、こういったものを考えていきたいと思っております。

子育て支援策の広報につきましては、平成22年度で、「しそう子育てガイドブック」を作成しまして、平成23年度で就学前の子育て中の全家庭に配布し、その後は、新たに赤ちゃんが誕生された御家庭に随時配布をして、御利用をいただいております。

市のホームページでは、第2次宍粟市少子化対策推進総合計画であります「しそう子ども・子育て応援プラン」や、平成22年度の取り組み状況を公表しておりますが、レイアウトや表現方法等につきましては、今後、「しそう子育てガイドブック」の掲載も含めまして、よりインパクトに、また、印象的・魅力的なものとなるよう工夫してまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、前川計雄君。

○産業部長（前川計雄君） それでは、私のほうから若者定住の促進の雇用の場の確保に向けた部分についての取り組みの状況についてお答えをいたします。

若年層の定住のためには、雇用の場の確保が不可欠であることや、若者が安心して市内で生活しやすい環境の場を整備することが何よりも重要だと認識をしております。このような中で、経済情勢においては、欧州の金融不安や、さらに東日本大震災による景気低迷が続く中、新たな企業進出については、大きな課題があるところでございます。

市としましても、今後とも引き続いて企業誘致を進めるとともに、市内の企業に1人でも多くの雇用が創出できるような環境づくりを今後とも続けていきたいと考えております。

現在、市が取り組んでいる事業につきましては、求職者への利便性を図るため、ハローワークと一体的に毎月2回、龍野から山崎へ移動していただく相談所なんです。2回開催して、働く場所の確保と情報提供を行っております。

また、昨年から実施しています市内向けの「求職・求人の合同事業所説明会」の開催や新たな取り組みとしましては、悩みを持つ若者のための就職相談会を開催し、就業への不安解消のためのサポート、さらに引き続き農林業への転業促進、新規就業者の育成などの雇用への創出と確保に向け取り組んでいきたいと考えております。今後、さらに商工会と連携を深め、進める中、産業立地促進や産業振興資金の利子補給や中小企業支援等、雇用しやすい企業環境を今後とも積極的に支援していききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 12番、高山政信議員。

○12番（高山政信君） 少し順番が違いますけれども、市長のほうから答弁をいただきました観光行政につきまして、再質問をさせていただきたいと、このように思っております。

先ほど、市長のほうからも報告がございましたように、波賀町のフォレストステーション波賀ということで、3,700万円余りの赤字が出ているというようなことをお伺いをいたしております。

本当に今の指定管理者制度に移行してから、それぞれ御努力いただいておりますけれども、なかなか昨今の経済状態等々によりまして、厳しい経営をなされておるということを現状としてわかるわけなんでございますけれども、努力をされ、また御支援をいただくということなんですけれども、市のほうの関係といたしまして、市につきましては指定管理者制度という立場上、どこまで御指導をいただいておりますのかなと思うんですけれども、恐らくそれぞれ企業の努力によりまして維持をされていくだろうと思うんですけれども、やはり、最終的には市の施設等々でございしますので、市の責任であろうかと思うんですけれども、市の指導等々についてどういった形で行われておるのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、おっしゃいますように、そういった状況になってございます。第三セクターでつくりました会社そのまま指定管理という形でやっておるというのが現状でございます。株主としては、市が筆頭株主でありますから、ある一定の発言力は会社といえどもあるわけですので、そういった中で、指導等を行ったり、あるいは、今、点検等を行ったところでございます。そうした具体的な内容につきましては、副市長が理事として入っておりますので、その辺でこの間からい

ろいろ今後の策も含めて検討してくれておりますので、ちょっと報告を申し上げたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 市長のほうから第三セクター的な考え方について、象徴的なのは東山のフォレストステーションではないかということでしょう。非常に第三セクター、特に持っております宿泊施設については、非常に厳しい状況でございます。やはりリーマンショックから東北大震災、それから去年の和歌山県の災害等で非常に落ち込んでおります。非常に厳しい状況でございます。特に、その中でも努力をいたしておりますけれども、象徴的なのは東山のフォレストステーションが少し赤字が大きいという状況でございます。

いろんな状況を見ますと、最終的にどうするのかということに至りますと、やはり第三セクターで無理な場合は、会社組織として市が指定管理をするのが究極的な救済の方法ではないかという考えもいたしておりますけれども、なかなか第三セクターでございますので、地元の雇用の問題、あるいは地域のシンボル施設としての地域づくりの一角もございまして、その辺もよく、取締役にはそれぞれ地元の方も入っておられますので、十分協議をしながら、市の支援策なり株主の支援策も今協議をしている状況でございます。といった状況は他の施設も同様の考えでございます。

○議長（岡田初雄君） 12番、高山政信議員。

○12番（高山政信君） それでは、観光基本計画ということで、市長のほうからお答えをいただきました。私も市長のおっしゃるとおりだろうと思うんですけども、基本計画ということでございますので、総花的な考え方もあるかと思うんですけども、やはり、実栗市にとりましては、観光立市ということで、観光を目指しておるんだということを言われておりますので、やはり絞り込み、絞り込みと言ったら変なんですけれども、総花的でなく絞り込んでいって、これとこれとこれというような思いがあるのか、いや、やはり全て網羅していくのがいいのかという考え方もあるかと思うんですけども、やはり、あれもこれもと言ったらなかなかまとまりがつかみませんので、そのあたり僕はもう少し絞り込んでいただいてやっていただいたらと思うんです。先ほど、るる市長のほうからこういった思いがあるんだということを教えていただきましたので、結構市長のほうもそういった思いでおられるかと思うんですけども、やはりそういったことも必要ではないかなと思うんですけども、市長のほうはいかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 観光立市を目指すということを私が言って、そうしたことで条例から基本計画と徐々に進めておるわけですが、こういったことを申し上げたからといって、地域なり、あるいはいろんなそういった団体が、先ほど申し上げましたように、観光協会等でも新たな取り組みに挑戦をしていただいております。ですから、地域もやっぱり、先ほどユリだとか九輪草が出たわけですが、地域もやっぱり力を入れて、九輪草なんていうのは、特に、ある程度間伐をしてきて、昔あった鉄なんかの水ですか、水を流しておったそういう場所に芽を出しかけて、それが群生になってきておる状況であります。これを保存するというので、今、市としては予算化をする段階を踏んでおると。

しかし、やはり近くの地域の皆さんが何とか宝として保全しようという気持ちがなければ、これはいつかまた廃れるだろうと思います。そういうことで、ひとつどれに絞り込むとかということではなしに、一人一人がそういう気持ちで考えていく、そして、それに対して一緒になって支援策なり、あるいは行動をしていくということが大事ではないだろうかなと思っております。

去年1年間、この市としてもちょっと今いろんな業界等のかかわりもあったりして、ちょっと今中断をしておるんですが、宍粟再発見ツアーということで、一般の市民の人にマイクロバス等で、波賀、一宮、それから千種、山崎、それぞれバスで一日いろんなところを見ていただきまして、非常に好評でございますが、こうしたことを何とか事業として結びつけていけないかなと。こういったこともこれから雇用の拡大ということで大事なんではないかなと。こんな一つには地域も一緒にやろうよと、そしてまた一つには、そうしたことから、先ほど申し上げたルート設定なんかもしながら、新しい企業なりそういったグループが生まれていかないかな。こういったことも考えておりますので、またいろいろ御協力をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 12番、高山政信議員。

○12番（高山政信君） 大変心強い発言をいただきました。確かに自然というもの、九輪草の話なんですけれども、自然というのは一度壊れたら、なかなか元へ戻すことは努力と長年の日数が要りますので、そのあたりしっかりと今後とも我々も何かの形でかかわりを持たせていただいて、しっかりと行政とやっていきたいなとこのように思っております。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。

若者定住促進についてでございますけれども、先ほど部長のほうから御回答をいただいたんでございますけれども、実は、私ホームページで、多分部長のほうも手元にあるのかなと思うんですけれども、U・J・Iターンに関する推進活動一覧ということで、兵庫県市町要覧というのがございます。その中で、これたくさんの近隣の市町村の市町の名前が出ております。

その中で、まず相生市でございます。幼稚園の給食の無料化ということで、少し新聞をにぎわしたんですけれども、その中で、施策といたしまして、転入者に対する住宅取得の奨励金ということで、市外から転入された方につきまして、1世帯あたり30万円と、それから15歳未満の子どもがおられましたら1人に5万円の加算ということで、50万円を限度に支給をされております。また、若者定着促進奨励金事業ということで、40歳未満の夫婦、または子どもを養育をされている者ということで、市内に住宅を新築または購入した者に対して月額1万円を5年間交付するということで、5年間ですから60万円の交付をするというようなことを書いてあります。

近隣の市町次々とあるんですけれども、そういったことで、このページをずっと見開いてみましたら、宍粟市の欄があるんですね。その中で、宍粟市の欄につきましては、空き家バンク、市外の方、空き家情報の提供、それから、先ほど言われました起業家支援制度、市内に住所を有する、市内で起業する方ということなんでございます。少し、他の市町と比べましたら、もう少しレベルアップしたらいいんじゃないかなと思うんですよ。特に、担当部局のまちづくり推進部環境創造課、それからまた、起業支援につきましては、産業部商工観光課と書いてあるだけですよね。ほかの市町は電話番号まで書き込んであるんですよ。だから、そういった意味で、やはり宍粟市内に少しでもIターンやUターン、またJターンをしていただくということになれば、もう少し丁寧にお知らせしたほうがいいんじゃないかなと、このように思いますので、その点指摘をさせていただきたいなと思います。

だから、やはりこういう市の発行のホームページでなく、宍粟市の要覧の中に、やはり組み込んでいただくというようなことも大切なことじゃないかなと思うんで、そのあたり今後考えていただけたらいかかなと思いますので、質問させていただけたらと思います。

○議長（岡田初雄君）　まちづくり推進部長、西山大作君。

○まちづくり推進部長（西山大作君）　議員御指摘のとおり、私の担当で言いますと、特に転入をされた方の支援、あるいは空き家バンク等についてのことが該当するかと思います。6月の議会でも藤原議員さんのほうから空き家バンクについての施策

に御指摘をいただいたところであります。非常にこう所有されている方、あるいはそれを今度は利用したい方、それぞれのニーズが今一本化していないというような状況もございます。

お尋ねのそのホームページの件ですけれども、今後、今現在、スリーワーク戦略創造会議という一つのプロジェクトのメンバーを立ち上げているわけなんですけれども、そのプロジェクトの中で、定住促進につながる市のホームページ、これの一部改正についても、今職員の間で検討をしておるところであります。今年度中には、ホームページから定住化に特化した、より利用しやすい、見ていただきやすい、そういうふうな内容につくり変えたいというふうに、今検討をしておるところでございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 12番、高山政信議員。

○12番（高山政信君） それでは、日本一住みやすい、住みたいという横綱を目指してということでございます。

私はなぜこのような質問をさせていただいたかと申しますと、やはり、何か宍粟市にはムード的な部分が少し不足しとんじゃないかなと、僕なりの考え方なんですけれどもあるんですよ。

合併から約7年半、8年を迎えようとしておるんですけれども、いまだに合併しても何もええことなかったなと、時々こう言われる方がおられるんですよ。なぜかと言うたら、少し合併の動きというか、合併以来、宍粟市には閉塞感というようなものが漂っているんじゃないかなとこう言われます。私はそのようには思っておりませんが、一部の方にはそういう思いをされておるようでございます。なぜそんなことを思われるのかなと。

先ほどランキングのお話もございましたけれども、結構下のほうではおるんですけれども、ランキングも500番台ぐらいのランキングということで、まあまあ位置におるんじゃないかなと思うんですけれども、そこで、やはり、なぜこんなことを言われるのかなということを考えてみましたときに、ブータンの話を今しましたけれども、ブータン王国のお話をいたしますと、昨年11月にブータン王国の国王と王妃とが日本にお見えになって、マスメディア等々でいろいろとにぎやかにしていただいたと思うんですけれども、ブータン王国では、やはり約92万人の国民だそうでございますけれども、その中で、一日で180円ほどの生活をされておるという方が約25%、17万人ほどおられるようでございますけれども、その中で、ブータン

王国が国勢調査をしたようでございます。その中の回答の中で、幸せを感じるんかという設問でございますけれども、97%の方が幸福と感じておるということを、皆さん方も御存じだろうと思うんですけれども、なぜ幸福だということでございます。それだけ国としては大変苦しい中にもかかわらず幸せを感じるということはなぜかなと思うんですけど、やはり、宍粟市も大変財政的には苦しいだろうと思うんですけれども、その中で、やはり市長、幸せだなと感じていただくような施策、いろんな施策があるかと思うんですけれども、やはり、そういったムードづくりというようなものも大切じゃないかなと、このように思っております。市長が先頭になって、そういったことを是非とも難読市名西の横綱、あわせて宍粟市も日本一の住みやすい市ということを常に訴えていただくような施策をとっていただきたらなど、このように思っておりますので、その点最後ですけれどもお聞きしたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 確かにそのとおりであります。このブータン、確かに注目を浴びたわけでありまして。しかしながら、ちょっと昔振り返ってもらったらどうでしょうね。いろんなものがそんなに便利ではなかったけども、家族もそしてまた兄弟も含めていろんな人が夕方には一緒に御飯を食べたり、今、忙しくなってそういう機会がありませんし、ということで、やっぱりこの時代の流れというか、生活基盤のいろんな流れの中でいろんな問題が起きてきているのかなと。ブータンもこれは今後の課題なんです。まだまだ日本と違って、情報の行き交いがまだまだ少ないわけでありまして。そういう中で、日本のように情報があちこち世界中から入ってくるということになったときに、果たして続くのかなと、そういう気持ちが続くかなと、これは一つの大きな課題でもありますし、また、どういう対処をされるかというのとは一つ興味のあるところでもあります。

そういう中で、宍粟市もということでありまして、私は一つには、合併していいことなかったなっていうながら、合併を選んだのは一人一人が選んだわけですから、気持ちの持ちようで随分と違うんじゃないかなと、私はこう思っています。

だから、今、難読市名という話も出ましたけども、それをもって宣伝することも大事なんです。やっぱり宍粟の成り立ちとか、宍粟というものに誇りを持っていくことが非常に大事だということで、宍粟学講座をこの間やったわけですが、非常に好評でございました。お願ひをしておきたいんですが、その中で、各町いろいろ人数の差はあれ、来ていただいたとったんですが、残念ながら千種はなかったんで、

今度は是非出席をしていただきたいというふうに思います。そういった意味で、いろんな形でみんなが笑顔になれるようなことを次々考えていきたいとしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 12番、高山政信議員。

○12番（高山政信君） 先ほど部長のほうから花嫁祝い金制度、子宝祝い金制度の御回答をいただきました、答弁をいただきました。他の自治体では、一度は消えた祝い金制度も復活させてやっておられる自治体もあります。それはなぜかと言いますと、やはり少子化に少しでも歯どめをかけたいがための施策だろうと思うんですよ。また、そのあたりも十分こう研究をしていただいて復活を願ったらなど、このように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 12番、高山政信議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後4時まで休憩いたします。

午後 3時48分休憩

---

午後 4時00分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 4番、秋田裕三です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

まず、2点ございます。

一つは、計画策定のあり方について、このことは市長に聞きます。

また、以下同じく三方の家原遺跡公園のことにつきましても、市長にお尋ねしたいとこのように思います。

総務文教委員会では、9月をめどに一定の方向を示すという幼保一元に対する発言が過去委員会で行われております。それに対しまして、8月の定例委員会では、明確な答えは承っておりません。幼保一元化の方向づけをどのようにされているかお尋ねをするところでございます。なお、この質問につきましては、木藤議員等からも会派を代表して質問がございました。

市長は、2月には謙虚に立ちどまることを決断したとこのように言われました。

また同じく3月議会で私の質問に対しましては、予算執行せずに申しわけないと言われました。6月議会では、基本方針は変えないと言われました。そして、現在、検討委員会等で協議をされていると。このことにつきまして、教育長から木藤議員に対する質問に対しましての答弁が今朝ほどあったところでございます。

しかしながら、予算要求と議案の上程というものは、市長が提案されたわけでございます。そのことに準じまして、議会で慎重審査をした結果、議会は通過したというのが約1年前でございます。

そこで、この原案をつくられました5名の教育委員の方の権限というか、権威というか、そういったものの位置づけ、あるいは担保というものは一体どうなっているのかということに疑問を感じておりました。また、我々議会サイドで議決をしたという議会の位置づけはどうなるのか。このことについて市長に所見を伺うところであります。

いろいろこう話が矛盾しているというふうに思うところであります。行政のトップとして議会制度を軽視されているのではないかと、こういうふうに正直なところそう感じております。このような政策の運営手法、右往左往するということにつきましては、私は物事が決まらなないと、このことに対して憂慮をしているところであります。

計画策定の過程においては、当局担当部局、俗に言う実務担当者、それから教育委員会、あるいは各種の諮問委員会、専門委員会、有識者会議、あるいは自治会のそれぞれのお方、あるいは我々の議会ということ、それぞれの幾多の組織があるわけですから、市長のこの幼保一元に対する意思決定はどの部署に、あるいはどのプロセスに重点的に意思決定の主眼を持っておられるのかと、このことを伺うところであります。

二つ目に、家原遺跡公園につきまして、これは一宮町三方ではございますけれども、山間地である本市が将来的に、10年、20年、あるいは30年後、過疎が顕著になった場合、限界集落の問題が必ず出てまいると予想されます。私は公園もいいんですが、公園でなく住宅の集約化をする場合の利用地に備えるべきではないかなと、こう思います。

あの場所は、いにしえより非常に人が集まりやすい、そのことによって遺跡が残っているという過去の歴史がございますけれども、人が集まる理想の地であるので、私は公園活用云々よりも住宅活用地にしたほうが正しい政策ではないかなと、このように常々考えております。

市長にこの構想がありましようか、伺うところでございます。

以上、2点です。

○議長（岡田初雄君） 秋田裕三議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、秋田議員の質問にお答えをいたします。

この関係につきましては、以前にも質問があつて、私がお答えを申し上げたと思うわけでありませう。

今、2月には、3月には、6月にはということ、矛盾しているのではないかというお話ですが、私は矛盾はしておらないというふうに思つております。いろいろ決定の最終は議会での議決ということではあります。しかし、いろいろな事業につきましては、これまでも、そして県でも国でも市でも、なかなか予定にはあがつて議決はしたけれども、できなかったという事業もたくさんあるわけでありませう。

先ほどからと申しますか、今日午前中からずつといろいろ幼保の一元化については質問が出ていますわけでありませうが、予算計上していろいろ、予算を計上するまでには教育委員会から予算要求がございませう。その時点でやれるかやれないかというのは精査をするわけですが、その時点ではやれるということがあつたとしても、年度末になつてこれは難しいと、秋田議員もそのことは十分御存じだろつと思ひませうが、あの状況で決行するということはまず無理がある。市民にも、そして多くの人にまだまだ理解がされてない、そういう中で、そしてまた、場所も決定してない、あるいは受け皿になる法人のほうもきちつとしたものができてない。こういう中でやるということは無理があるということから、2月にいろいろなものも出てまいりました。そういう中で、もう少し検討する必要性を感じてしたところでありませうし、予算につきましては執行できないということは、それは当然申しわけないことでありませうから、そういうふうに申し上げたわけでありませう。

しかし、一定の方向性というのは変えるつもりもありませんし、先ほどの一般質問の中で、協議会ができるということはひつくり返すことだと期待するという人が多かつたと言ひませうが、ひつくり返すために協議会なんかつくりませうから、これは常識でしょう。そういうことの中でこれまできたわけでありませうが、あと、いろいろな意見が出て、議論が深まることを期待をしておりませうし、また、そういうふうにとまとまるだろつというふうに思つているところでありませう。

あとの関係につきましては、教育長のほうからお答えをいたします。

それから、家原遺跡公園でございませうが、家原遺跡公園は市の指定文化財という

ことになってございます。平成6年度に発掘調査を開始し、縄文時代から中世に至る西日本でも屈指の大規模な複合集落跡であります。あそこには、公園内地下1メートル下に遺構が保存されております。上部には野外展示施設として縦穴式住居、弥生式住居、古墳時代の住居、あるいは掘立柱の建物、中世の建物、縄文から中世に至る建物を規模・数ともに西日本屈指の規模で復元をし、隣接する歴史資料館とともに教育施設として役割を果たしてきております。

しかしながら、茅葺き建物の復元建物については、腐食あるいは老朽化が進んでいるというのが現状でございまして、計画的に市としては整備を行っているところでもございます。遺跡全体を市の貴重な歴史資源と考えて、遺構を崩さずに保存をしながら、効果的に活用する方法を模索をしながら、昨年度から職員プロジェクトを組織して「まほろばの湯」等観光面とあわせ、体系的な公園として検討を進めているところであります。

一方、宍粟市が抱える限界集落対策としましては、限界集落、また、これに準ずるとされる集落の幾つかにおいて、兵庫県の事業であります「小規模集落元気作戦」「ふるさと自立計画支援」「むらの将来検討支援事業」などに取り組み、市もきめ細やかな支援をしながら、集落では、今ある資源を活用して住民が力をあわせて住み続けられるまちづくりを目指して事業に取り組んでいる地元もおられるわけでありまして。

限界集落対策として、住宅集約化論が一部にあります。現時点では宍粟市としては取り組んでおります支援事業を通じて、持続可能な地域づくりを進めていく考えであります。

しかしながら、今提案の住宅の集約化については、将来的に社会情勢が大きく変化をしたり、集約化論が現実性を持つ状況へ動くということになるようであれば、文化財との関係もありますが、そうした検討も必要であるかというふうにも思っているところであります。

私のほうからは以上、お答えをさせていただきました。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 2点についてお答えを申し上げます。

まず、幼保一元化の方向づけという部分でございまして。

幼保一元化の方向性につきましては、午前中にお答えした部分と少し重なるかと思っておりますけれども、現在、この幼保一元化に向けましては、「教育・保育を推進する委員会」という形で、具体的に議論をいただいております。

現在、この推進委員会につきましては、「子ども指針策定検討部会」、それから「教育・保育の質の向上充実検討部会」、それから「こども園の運営のあり方検討部会」という三つの部会に分かれましてそれぞれ協議をいただいております。その三つの部会の協議を整理しながら、全体の中で一つの方向性を定めていくというところでございます。

当初、9月末というようなそういう想定もしておいたわけですが、いろいろな意見・提言をいただく努力をしていく中で、いま少し期間が必要ではないか、そういうふうに考えております。現在、12月を目標にして協議を進めておるところでございます。

それから、5名の教育委員の位置づけという部分でございますけれども、御承知のとおり、議案の提出権あるいは予算調整・執行権というのは、長にのみ与えられております権限でございます。しかし、地公行法といいますか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第29条において、「地方公共団体の長は、歳入歳出の予算のうち教育に関する事務に係る部分、その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合において、教育委員会の意見を聞かなければならない」という、そういう地公行法の第29条が規定されております。そういう意味で、この教育委員会において予算案について事前に教育委員会で説明、報告をし、意見を求めたところでございます。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） ただいま教育長のお答えで常々ちょっと疑問に思うところは、今年の3月あるいは6月時点では、9月めどと言われて、いつしか12月が出てくるんですね。とにかく言われるたびにずらし込んでくる。そこなんです。そこを明確にやってもらいたい。

それから、ただいま教育行政に関しては、教育法の29条云々の答弁がありまして、そのとおりだと思うんですが、そこで教育長よりも市長にお尋ねするわけですが、その協議会その他も前向きにするために、合意を図るために努力しよるんだと、こういう答弁ですね、今のは。ですが、私は、過去の例からいきますと、教育行政で教育委員の5名の方の意見を聞いて原案をつくって、予算をつけて出して、引っ込めて、とめて、しばし立ちどまって今協議をしていると。それから、当然、県、国、その他でもいろんな事例から言うても、予算を必ずしも執行はしないと、そういう場合もあるということ、それも理解はできます、言葉の上では。しかし、私が本席で問題にしたいのは、そういうことで市長の意思判断、決定される意思の

心の中で、いろんな葛藤もあるんでしょうし、いろんな諸問題があつて我々では知り得ないものがあるんでしょうが、議決ルールと、あるいは議会制度で決めたことを振りに戻すというのは、いつまでたつても物が決まらないし、その間の行政上の効率の無駄というか、先ほどは無理をしないというお話をされましたが、ここで無理をしたらいけん、やや危険なんだという例え話をされましたけれども、しかし、半面無駄が多過ぎる、逆に言えば。無理をしちゃいけないんだということ、立ちどまるんだと言いながらも、そこで半年なり、1年なりいろんなものの行政の無駄が随所に出てくると。皆さんにとっても、給料とってもただじゃない。それぞれのお歴々が集まって何回も何回も議論していくということは、非常に私の判断から言えば無駄が多いと。そういったことを市長の判断で昨年、昨年と言うか、今年の3月、あるいは去年、議決が済んでいるにもかかわらず、繰り返し繰り返しやるということは、若干市長としては、私は少しワンマンじゃないかなとこう思うんです。

それで、今日聞きたかったのは、市長の最初の第1質問のときに、意思決定のウエートはどこに持っておいでかということが聞きたかったんです。それで、答えとしては12月と、12月まで検討協議をさせてくれという話ですから、そこからどうするんか、そこが聞きたいんです。それで、基本方針は変えないと言われました、6月にね。そこまでで、6月議会では時間切れでそこで終わりましたけれども、基本方針は変えないという基本は、しばし立ちどまることに言葉としてかかるのか、教育行政上出てきている教育委員会の5名の委員の基本原案に沿って計画を12月以降進行させるということなのか、どっちに言葉がかかるんですか。そこなんです。そこが聞きたい。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） このことについては、おわかりだろうと思いますが、私は、この場でも、千種の懇談会においても、それぞれお聞きをしたわけでありまして、幼保一元化そのものには反対は誰もなかったというふうに私は思っております。議員もたしか千種のおきにいられたし、この議場にもいられたわけでありまして。そういうことから、方向性は変えないということでありまして、結論あるいは理解も得れるだろうと。そして、また基本的な方針もできた段階においては前向きに考えていかなければならないということでありまして。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 今おっしゃった言葉なんです、前向きとか、もうちょっと私が知恵が足らるので、もうちょっと教えていただきたいなと思うんです。前向き

ということは、幼保一元を進捗させるという解釈でよろしいのかな。それを12月以降にするということですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それは、今、教育委員会中心に部会に分かれて、基本方針なりいろんなことを決定をしていこうということで、やっていただいておりますから、その意見を聞いたりしながら、また予算要求ということもあるだろうと思います。そういう段階で進めていきたいというふうに思います。

それと、やっぱり教育委員会の権限を侵すということは、これは今の法律の段階ではできませんし、私が市長の想いという形で教育委員会に伝えたのは、まさにそのことであって、私の考えとかそういうことでなしに、伝えて教育委員会ももう一度協議をしようという決定をしていただいで、今やっていただいでおるわけで、その点だけは十分御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 教育長、答弁されますか。

教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まさに市長と教育委員会といいますか、教育長の調整権というのがあるわけがございます。そういう中で、市長の思いを受けまして、教育委員会教育長としても教育長見解というのを教育委員会に出させていただいております。そういう中で再度、再度といいますか、より深くこの委員会等を立ち上げながら議論をして、この一つの方向を決めていこうという、そういうところで現在地域の委員会、そして市全体の就学前の教育・保育を推進する委員会という形で、これも期限を定めて協議をいただくということで、先ほど申し上げましたように、最初目標としていた時期とは少しずれることになるわけですがけれども、12月を目標にして一つの方向性を決めたいという、決めようという、そういう形で現在進んでおるところでございます。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 今の発言でいきますと、方向性を決めようと基本方針は変えないと、こういう若干抽象的な表現でございますけれども、私はその言葉を今、念つきたいのは、幼保一元は進捗させるんですねと聞きたいんです。イエスかノーかでちょっと答えていただきたい。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、るる説明をしたことをお聞きになればおわかりのとおり、幼保一元化には誰も反対はないわけですから、あとは方法論とかいろんなことがあ

るだけでありますから、進めるという方向でとらえていただいたら結構であると思いますし、また議会もそうしたことに御理解をいただきたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 6月の回答から見れば、かなり進歩した回答だという評価をいたします。

私は常々思うことでありますけれども、現在の宍粟市の今のこの状態を含めてですが、民主的な政治というか、行政というものは、よりよき合意に向けて十分な議論が重視されると。がしかし、それでも意見の一致を見ないときは、多数決で結論を出すとこの原則があるわけです。したがって、個々の主張あるいは価値観の議論で出てくる優劣、そういったものは相対してみれば、どちらがどちらとも言えない相対的な価値観だとかこういうふうになるわけですから、それぞれの議論は多数決原理を尊重しなければならないと、このことを今日は念つきたいんです。いつまでも不毛の議論、あるいは説明会等が一人まだ理解できないんだと言ったら、またその説明会を繰り返すと、もうそれが2年以上続いているんです。これでは、宍粟市の発展、スピード感というのは出てこないと思うんです。その間、子どもたちはすくすくと大きくなるわけですから、時代にあわせてそれぞれの対応を迅速に行わなければならない。あるいは行政の効率化、無理、無駄そういったものを省いて、効率のスピードのある行政を達成していかないけん。このことを思うんですけれども、常に答弁が抽象的な表現でとどまるとか、協議中であるとかということが、もうここ2年ほど続いているんで、何としてもこの幼保一元化につきましては、時代の流れとあわせまして、今日は前向きにという市長の力強い答弁がありましたんで、これ以上申しませんけれども、何としても未来に向けてやっていただきたいと、もうこのことを強く要望いたします。

教育長、決意のほどを、教育長の答弁をひとつお願いします。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） これまでもそうでございますけれども、今それぞれの地域、あるいは市全体の委員会で十分議論をしておるところでございます。いずれにしても、今の幼稚園あるいは保育所よりもいい形の子どもたちの就学前の教育・保育を保障するといいますか、実現するそういうシステムといいますか、そういう形をぜひつくっていききたいという、質の高い宍粟の教育・保育を目指すということが、原点といいますか、一つの目標でございます。

あわせて、いわゆる宍粟市のこの教育というのは、10年、20年先を見据えての教

育でございますので、持続可能な形で、質の高い教育・保育を宍粟市としては目指したいということで、現在、皆さん方に協議をいただいているということでございます。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 決心のほどを聞きましたので、私は物事はいろんな議論がございましょうが、争うことに先立つなかれ、和することに遅れるなかれと、こういうふうに私は考えております。この幼保一元につきましては、早く合意点を見出して、迅速なる政策執行ですね、あるいは予算の再提出なりをやっていただいて、早く実現の形が現実の姿になりますように、強く要望をいたすところであります。

質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 以上で、4番、秋田裕三議員の一般質問を終わります。

これもって、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月10日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

（午後 4時30分 散会）